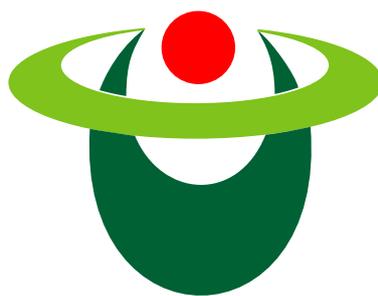


第4次 平川市地域福祉計画



令和6年（2024年）3月
平川市

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	4

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の構造等.....	5
(1) 人口の推移.....	5
(2) 世帯数の推移.....	7
(3) 出生数の推移.....	7
(4) 障がい者数の推移.....	8
(5) 高齢者数の推移.....	9
(6) 要介護等認定者の推移.....	10
(7) 生活保護世帯数の推移.....	11
(8) 自殺死亡率の推移.....	12
2 各種団体等の状況.....	13
(1) 町会の状況.....	13
(2) 社会福祉協議会.....	13
(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員.....	13
(4) ボランティア団体.....	14
(5) 河南地区保護司会平川連合会.....	15
3 アンケート調査の結果.....	16
4 地域福祉に関する国の動向.....	31

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	33
2 計画の基本目標.....	34
3 計画の体系.....	35
4 福祉圏域の設定.....	36
5 地域福祉への取組.....	37
6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	38

第4章 現状と課題及び施策の方向性

基本目標1 互いに支えあう地域づくり.....	39
(1) 地域福祉の意識づくり.....	39
(2) 地域における見守り体制の充実.....	40
(3) 社会福祉協議会との連携による活動の推進.....	41
(4) 小地域福祉活動への支援.....	42
(5) ボランティア活動の推進.....	42
基本目標2 誰もが健康でいきいき暮らせる地域づくり.....	44
(1) 子育て支援の充実.....	44
(2) 健康づくり・介護予防の充実.....	45
(3) 高齢者の生きがいつくり推進.....	47
(4) 障がい者の就労支援.....	47
(5) 地域包括ケアシステムの深化・推進.....	48
(6) 福祉情報の充実.....	49
基本目標3 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくり.....	50
(1) 相談体制の充実.....	50
(2) 生活困窮者の支援.....	51
(3) 権利擁護の推進.....	52
(4) バリアフリーとユニバーサルデザイン.....	54
(5) 防災・防犯活動の推進.....	54
(6) 再犯防止対策の推進.....	56

第5章 計画の推進

1 計画の推進.....	58
--------------	----

資 料

1 平川市地域福祉計画策定委員会設置要綱.....	59
2 平川市地域福祉計画策定委員会委員名簿.....	61
3 平川市地域福祉計画策定委員会作業部会員名簿.....	62
4 策定経過.....	63

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、平成20年度に平川市地域福祉計画を策定し、市民や事業者などと協働し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めてきました。

地域福祉とは、「住みなれた地域社会のなかで、家族、近隣の人々、知人、友人など身近な方々との支えあいや助け合いなどの“つながり”を保ちながら、自分の持っている考えやアイデア、技術などを活かし、誰もが自分らしく、誇りを持って、安心して暮らし続けることができるような地域社会を創っていくこと」をいいます。

しかし、人口減少に伴う少子高齢化など人口構造の変化は、世帯構成や地域社会の姿など、生活へ大きな影響を与えることになり、また、核家族化の進行による一人暮らし高齢者の増加、ライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような状況の中で、高齢者、障がい者、子どもなど世代や背景の異なる全ての人々のつながりが、より一層重要となっていきます。

国では、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」において、「地域共生社会」の実現を掲げており、その実現に向けて平成29年及び令和2年に社会福祉法を改正するなど、住民が主体的に地域課題を把握し解決する仕組みづくりや、複合化・複雑化した課題を受け止めるための包括的な支援体制の確立に向けた新たな地域福祉施策が進められています。

本市は、平成30年度に第3次地域福祉計画を策定し、様々な取組を実施してきましたが、地域福祉を取り巻く環境の変化や新たな福祉ニーズへ対応した取組をより一層充実させていくため、国の動向も踏まえ、新たな地域福祉計画を策定いたします。

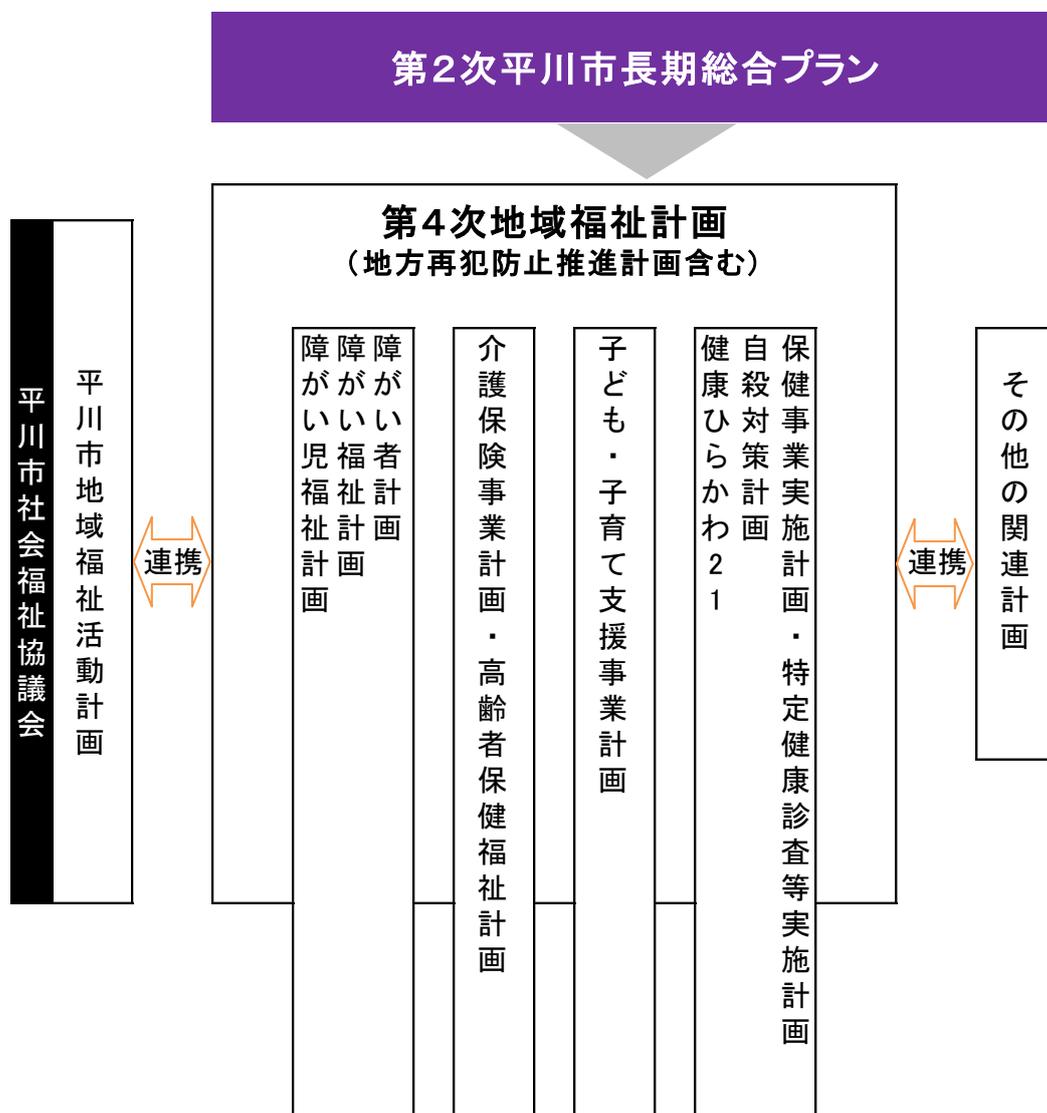
2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画です。また、本計画は、総合計画である第2次平川市長期総合プラン(2017～2026年度)の基本的な方向に沿って策定することとされている個別計画の一つとして位置づけられ、本市の地域福祉分野の施策を具体化するものです。

本計画は、高齢者、障がい者、子ども・子育て等の個別計画の上位計画にあたり、各分野の「地域」、「生活」という視点から総合的・横断的にとらえ推進していくことで、より一層の地域福祉力の向上を図るものです。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条の規定に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含しています。

●地域福祉関連計画等との関係



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間の計画です。ただし、社会状況の変化等により、必要に応じて見直しを検討することとします。

平成・令和(年度)	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
平川市長期総合プラン	第2次								次期	
地域福祉計画	第3次					第4次				
障がい者計画	第2次前期	第2次後期					次期			
障がい福祉計画 障がい児福祉計画			第6期・2期			第7期・3期			次期	
介護保険事業計画・高齢者 保健福祉計画			第8期			第9期			次期	
子ども・子育て支援事業計画		第2期					次期			
健康ひらかわ21	第2次					第3次				
保健事業実施計画・特定健康 診査等実施計画	第2期・第3期					第3期・第4期				
自殺対策計画	第1次					第2次				

4 計画の策定体制

(1) 策定の体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、社会福祉施設関係者、地域住民の代表者、関係行政機関の職員等で構成される「平川市地域福祉計画策定委員会」と下部組織となる市社会福祉協議会職員と市関係課職員による「平川市地域福祉計画策定委員会作業部会」において検討しました。

(2) アンケート調査の実施

計画策定にあたっては、市民の意見が十分に反映されることが望まれることから、福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するため、アンケート調査を実施しました。

■ 「障害」と「障がい」の表記について

この計画では、法律や他の機関・団体、サービスの名称等の固有名詞を用いる場合などを除き、「障がい」という表記で統一しています。

第2章 地域福祉を取り巻く現状

1 人口の構造等

(1) 人口の推移

平川市の人口は減少傾向にあり、令和元年から令和5年で1,323人減少しています。年齢3区分人口では、14歳以下の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、65歳以上の高齢者人口は増加傾向にありましたが、令和3年をピークに減少に転じています。

また、年齢3区分人口構成は14歳以下の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移しています。令和5年3月31日時点では、年少人口割合10.8%、生産年齢人口割合54.2%、高齢者人口割合35.0%となっており、年齢構成が高齢化している様子がうかがえます。

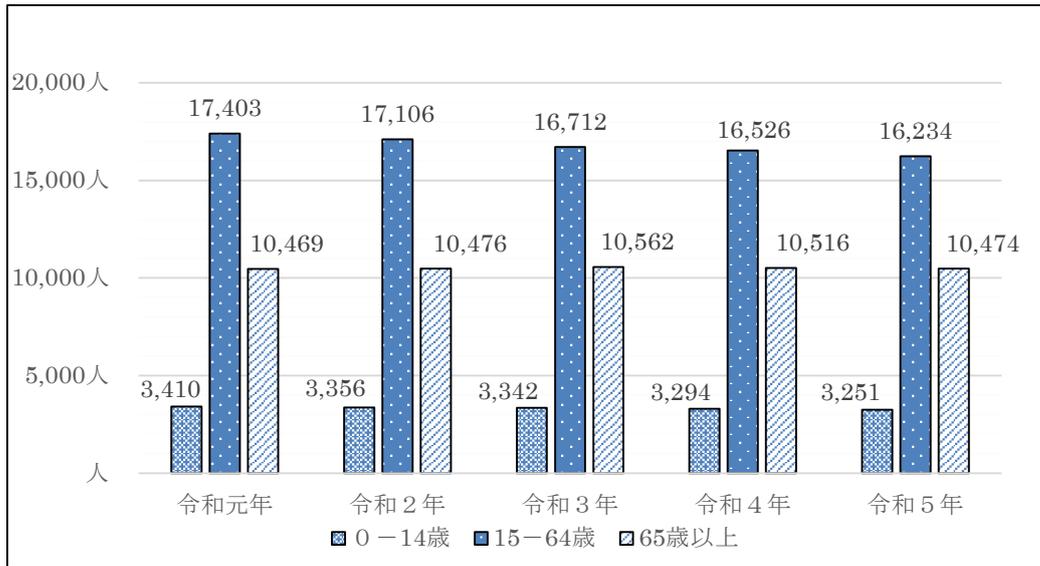
■人口の推移

(単位：人)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
総人口	31,282	30,938	30,616	30,336	29,959
0-14歳	3,410	3,356	3,342	3,294	3,251
15-64歳	17,403	17,106	16,712	16,526	16,234
65歳以上	10,469	10,476	10,562	10,516	10,474
高齢化率	33.5%	33.9%	34.5%	34.7%	35.0%

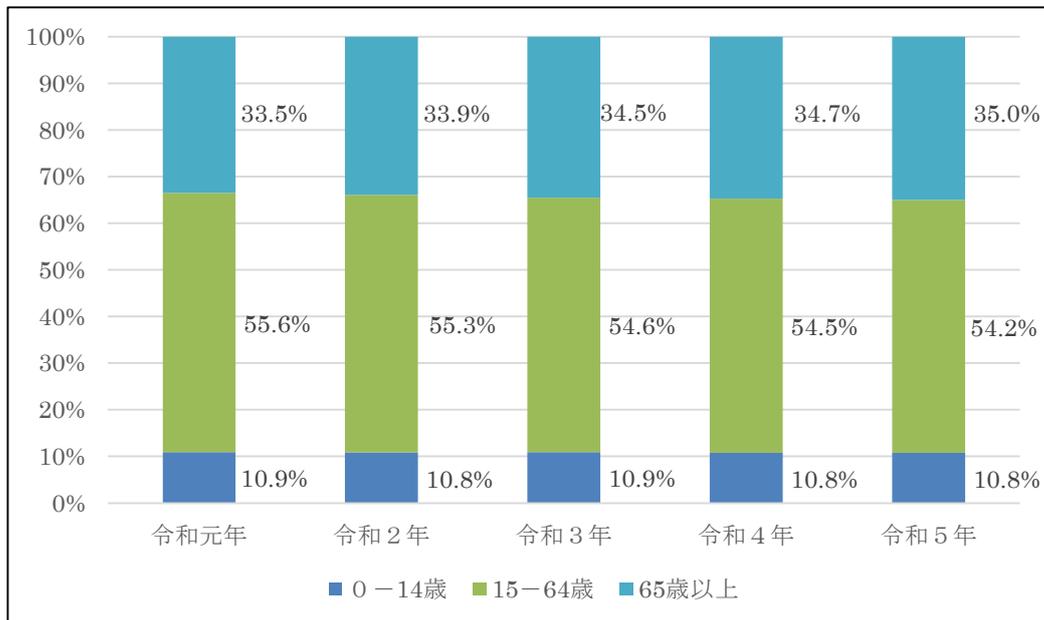
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢三区分別人口推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

■年齢三区分別人口比率の推移



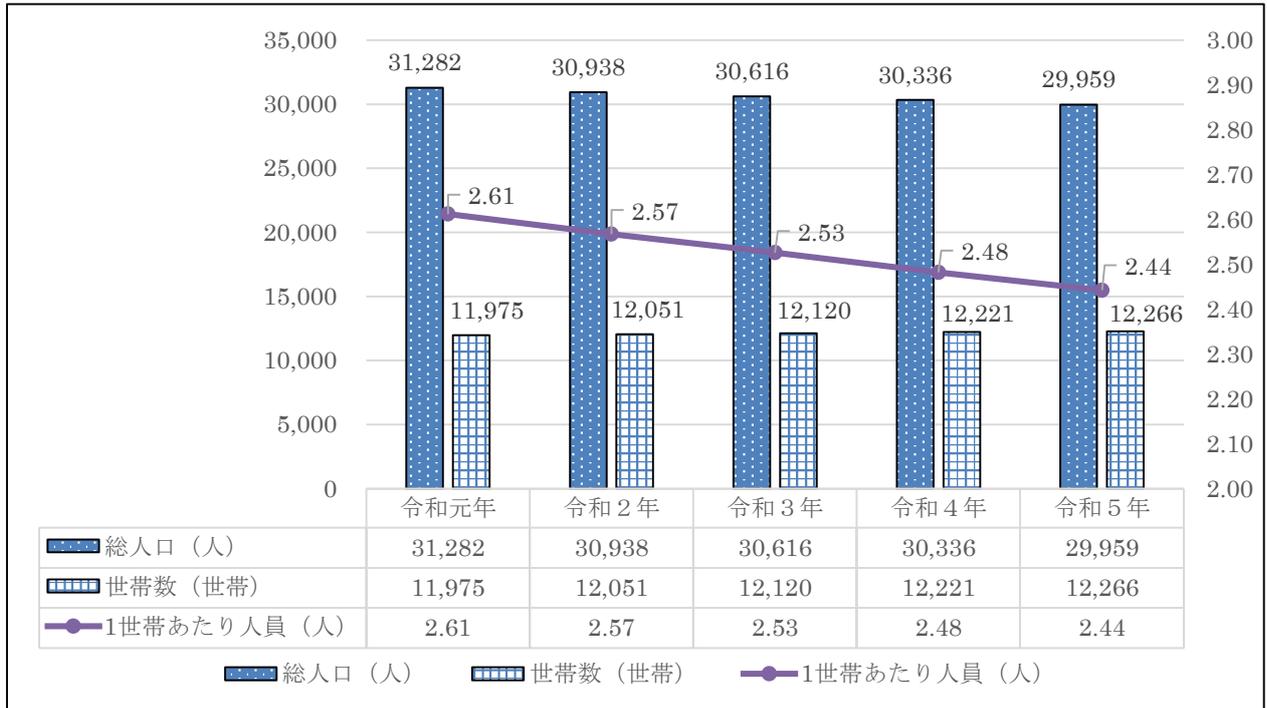
資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(2) 世帯数の推移

世帯数は増加傾向で推移し、令和5年では12,266世帯となっております。

一方で、人口は減少傾向で推移しており、令和5年では29,959人となり、初めて30,000人を下回りました。1世帯あたりの人員も減少傾向で推移し、令和5年では2.44人となっております。

■総人口と世帯の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

(3) 出生数の推移

出生数は平成27年まで増加傾向にありましたが、平成28年以降、減少傾向に転じています。近年は150人から170人の間で推移しています。

■出生数



資料：人口動態統計

(4) 障がい者数の推移

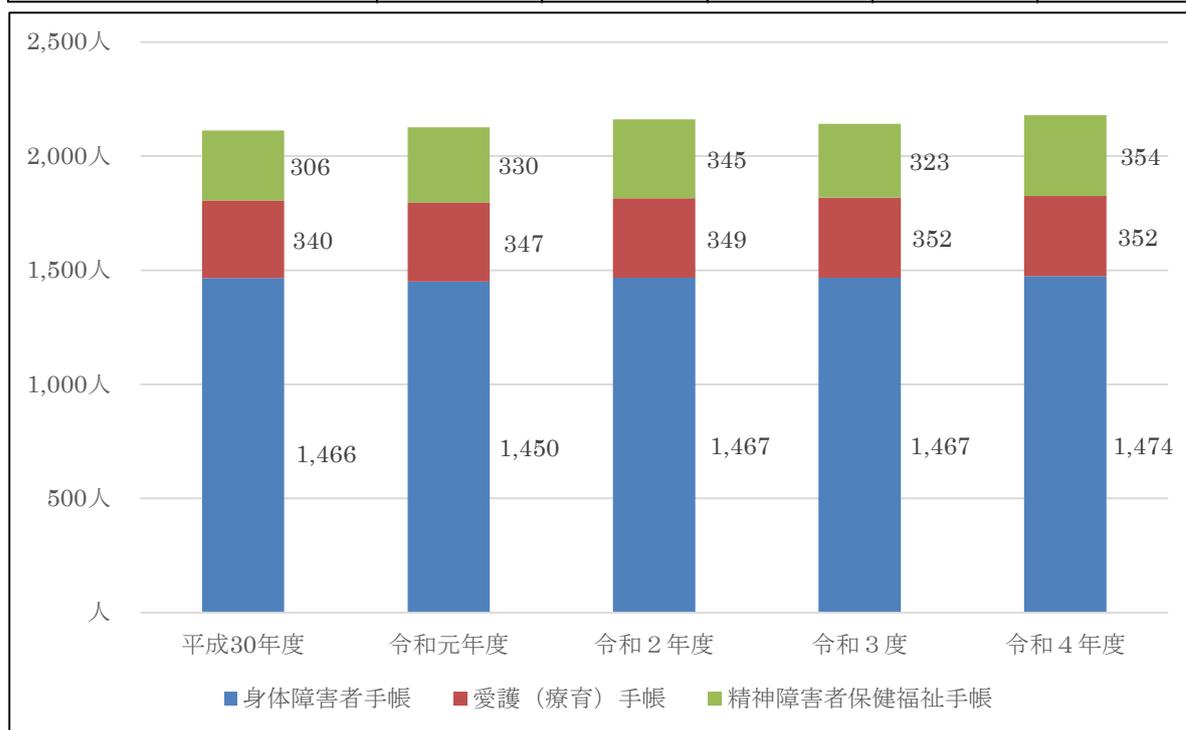
障害者手帳所持者は平成30年度以降増加傾向で、令和4年度では2,180人となっています。

障がい別では、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向で推移していますが、身体障害者手帳と愛護（療育）手帳所持者は横ばいで推移しています。

■ 障害者手帳所持者数

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳	1,466	1,450	1,467	1,467	1,474
愛護（療育）手帳	340	347	349	352	352
精神障害者保健福祉手帳	306	330	345	323	354
合計	2,112	2,127	2,161	2,142	2,180



資料：福祉課（各年度3月31日現在）

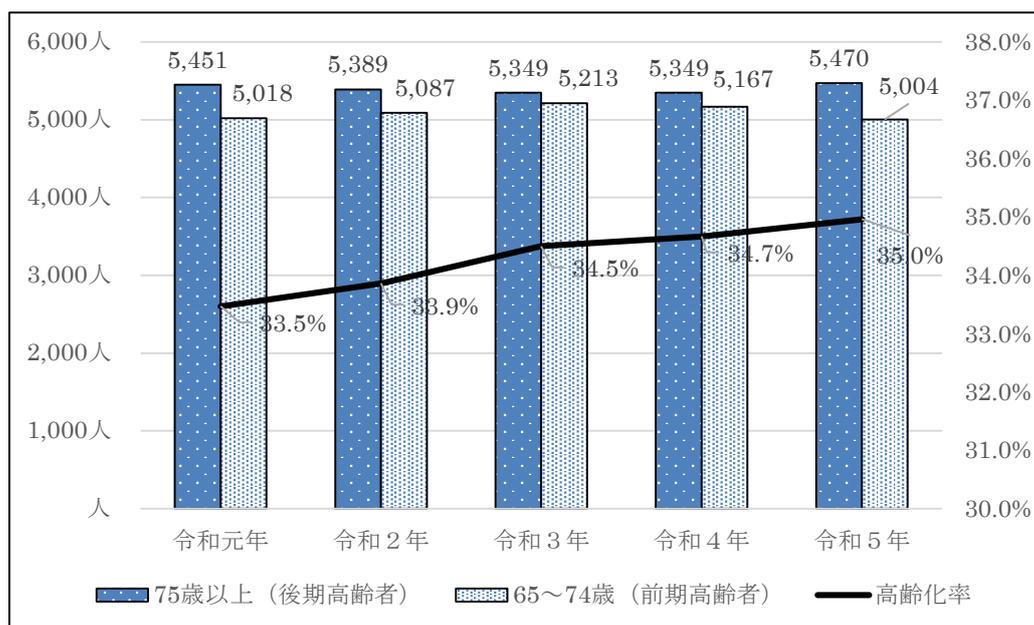
(5) 高齢者数の推移

高齢者数は令和3年度まで増加傾向にあり、令和4年度から減少傾向にあります。この5年で「65歳～74歳（前期高齢者）」人口は14人減少し、「75歳以上（後期高齢者）」人口は19人増加しています。総人口が減少する中で、高齢者人口が概ね横ばいで推移していることから高齢化率が増加していることがわかります。

■ 高齢者の推移

(単位：人、%)

区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
75歳以上（後期高齢者）	5,451	5,389	5,349	5,349	5,470
65～74歳（前期高齢者）	5,018	5,087	5,213	5,167	5,004
計	10,469	10,476	10,562	10,516	10,474
総人口	31,282	30,938	30,616	30,336	29,959
高齢化率	33.5%	33.9%	34.5%	34.7%	35.0%



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

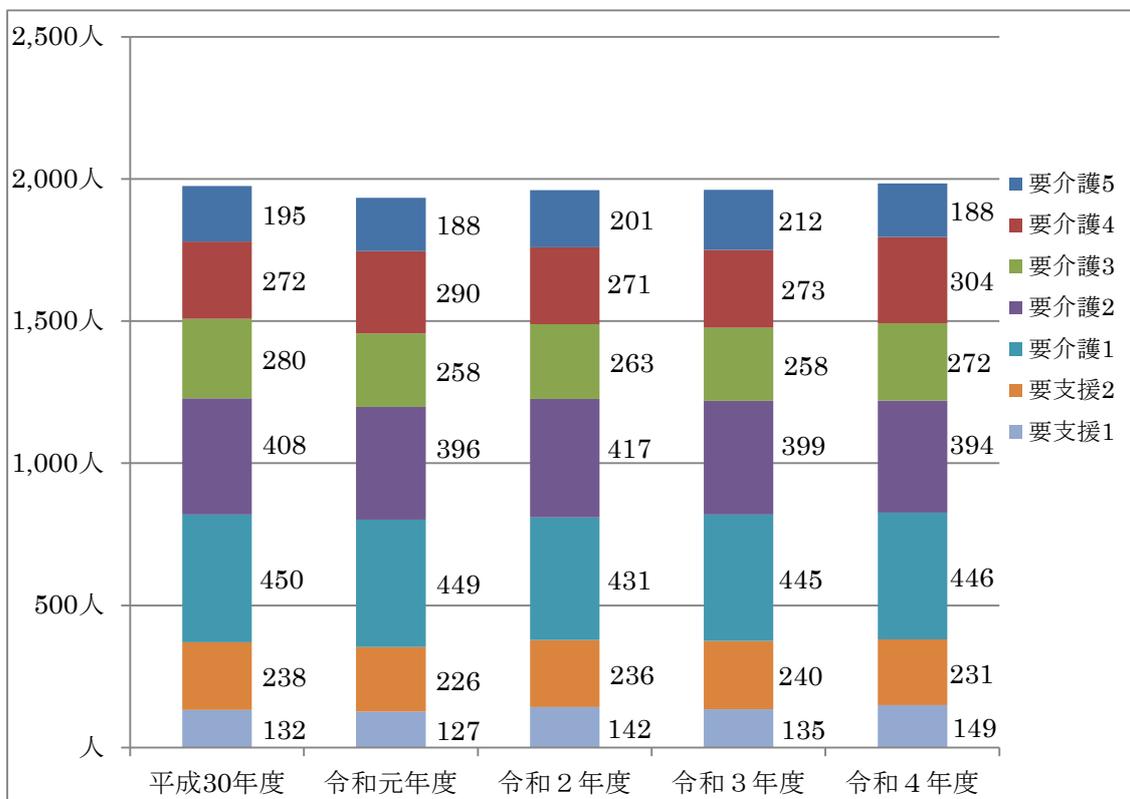
(6) 要介護等認定者の推移

要介護等認定者数は令和元年度に一度減少しましたが、令和2年度からは増加傾向で推移し、令和4年度末で1,984人となっています。

■要介護等認定者の推移

(単位：人)

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
要介護5	195	188	201	212	188
要介護4	272	290	271	273	304
要介護3	280	258	263	258	272
要介護2	408	396	417	399	394
要介護1	450	449	431	445	446
要支援2	238	226	236	240	231
要支援1	132	127	142	135	149
合 計	1,975	1,934	1,961	1,962	1,984



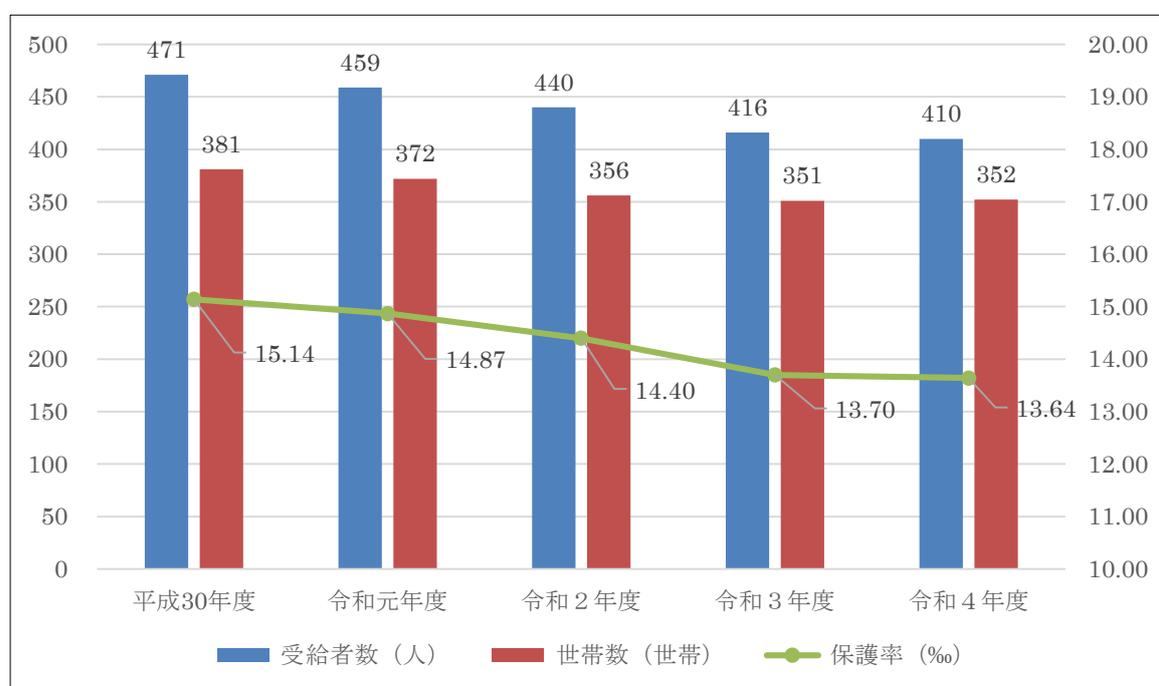
資料：介護保険事業状況報告（各年度3月31日現在）

(7) 生活保護世帯数の推移

生活保護世帯数は減少傾向で推移し、令和4年度では352世帯となっています。また、被保護人員も同様に減少し、令和4年度では410人となっています。

■生活保護世帯数等

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数（人）	471	459	440	416	410
世帯数（世帯）	381	372	356	351	352
保護率（％）	15.14	14.87	14.40	13.70	13.64



資料：福祉課（各年度平均）

(8) 自殺死亡率の推移

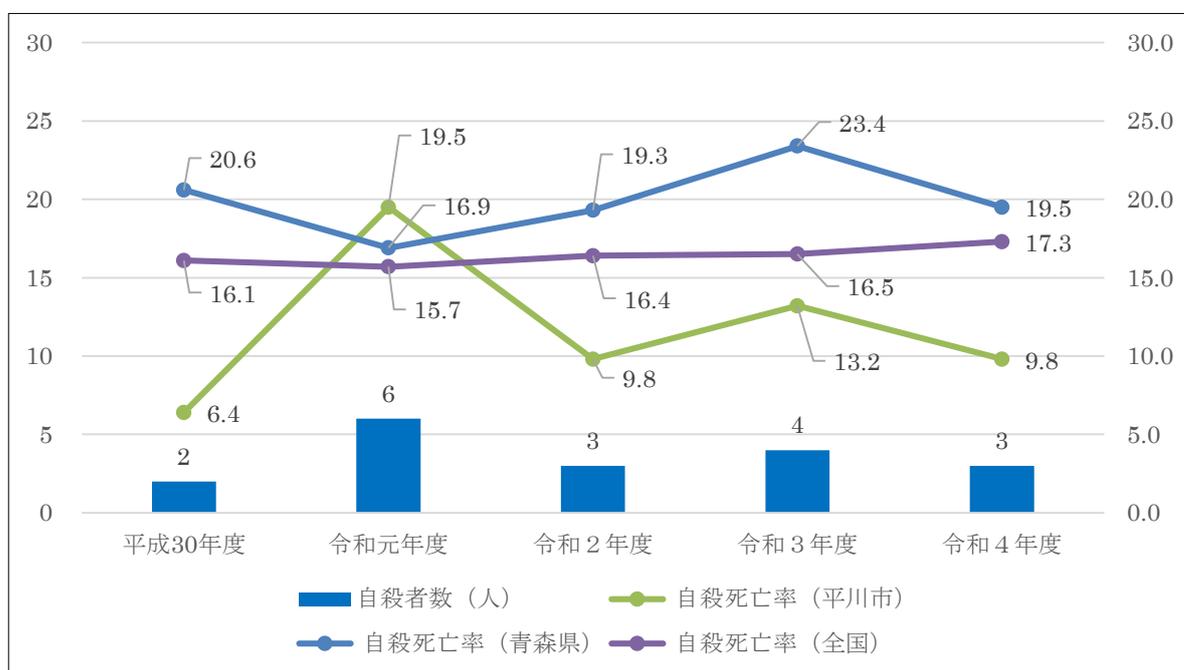
自殺者数は1桁代で推移しています。また、自殺死亡率も低い割合で推移しており、増加に転じないように取組を続けることが重要です。

■自殺者数（人）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平川市	2	6	3	4	3

■自殺死亡率（人口10万人あたり）

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
平川市	6.4	19.5	9.8	13.2	9.8
青森県	20.6	16.9	19.3	23.4	19.5
全国	16.1	15.7	16.4	16.5	17.3



資料：(H30～R3)人口動態統計、(R4)警察庁統計

2 各種団体等の状況

(1) 町会の状況

町会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよいまちを作り上げていくために、一定の地域内に住む人々の最も身近な自治組織です。

■町会加入数

町会数	62 町会
加入世帯数	8,979世帯

資料：総務課（令和5年4月1日現在）

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条において、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として位置づけられており、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくりを推進しています。

社会福祉協議会では、住民主体を活動の原則とし、多様な福祉ニーズに対して住民の自助力を高める支援や地域で支えあう仕組みづくりを支援しており、地域福祉活動の拠点としての役割を果たしています。

(3) 民生委員・児童委員、主任児童委員

民生委員は、地域住民の中から選ばれ、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員です。その活動は、交通費などの費用弁償はありますが、無償で地域福祉活動を行うボランティアです。行政などへのつなぎ役として住民の見守りや相談・支援活動、関係機関・団体に協力して地域福祉活動等を行うなど多岐に渡っています。また、児童福祉法に定める「児童委員」という役割を兼ねています。

主任児童委員は、子どもや子育て家庭への支援を専門とし、学校や児童相談所など関係機関との連携した活動をする民生委員・児童委員です。

現在、市では民生委員・児童委員が87人として活動しており、そのうち7人が主任児童委員を兼務しております。

■ 民生委員・児童委員数 ()は主任児童委員 再掲
(単位：人)

地 域	人 数
平 賀	51 (3)
尾 上	24 (2)
碓ヶ関	12 (2)
計	87 (7)

資料：福祉課（令和5年3月31日現在）

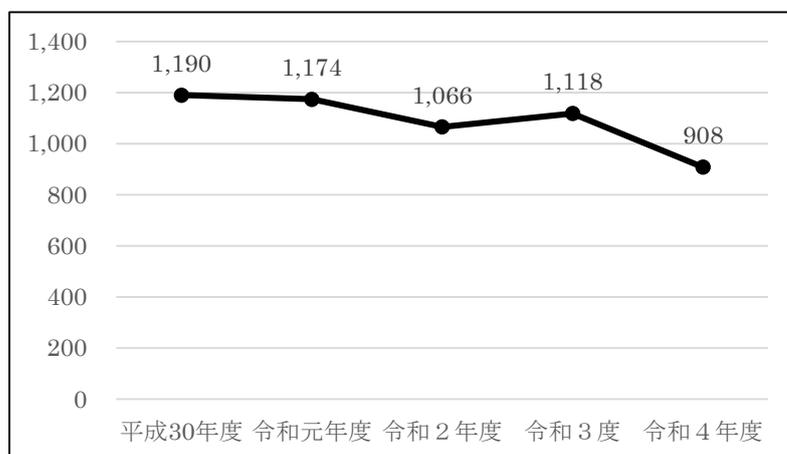
(4) ボランティア団体

平川市社会福祉協議会に設置されているボランティア・市民活動センターは、ボランティアに関する情報提供や相談、登録、活動の斡旋等を行なっております。

また、平川市ボランティア連絡協議会は、11の福祉関係団体が連絡調整を図りながら、協働による様々な事業を展開しています。

■ ボランティア活動保険加入者数

単位：人



資料：社会福祉協議会（各年度3月31日現在）

(5) 河南地区保護司会平川連合会

保護司とは、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員ですが、必要な費用以外は支給されないボランティアです。

保護司は、一度犯罪を犯した者が再び犯罪を犯さないよう立ち直りや社会復帰を支援する更生保護※に努め、再犯防止を推進する非常に重要な役割を担っています。

■保護司数

(単位：人)

支 部	人 数
平 賀	10
尾 上	6
碓ヶ関	4
計	20

資料：福祉課（令和5年12月31日現在）

※【更生保護】

犯罪や非行をした人を社会の中で適切に処遇し、地域社会の理解・協力を得て、これらの人たちが自立し改善更生することを助けることにより、安全安心な地域社会をつくることを目指す活動。

3 アンケート調査の結果

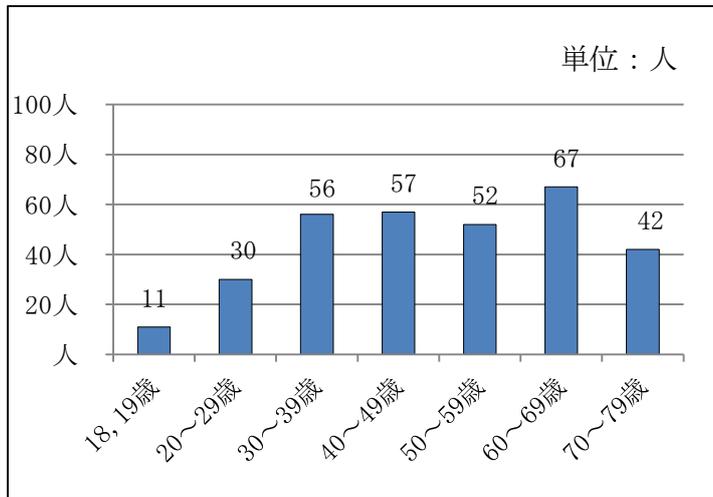
アンケート調査の実施概要

地域福祉に関する課題やニーズを把握するため、市民を対象に「平川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査」を実施しました。

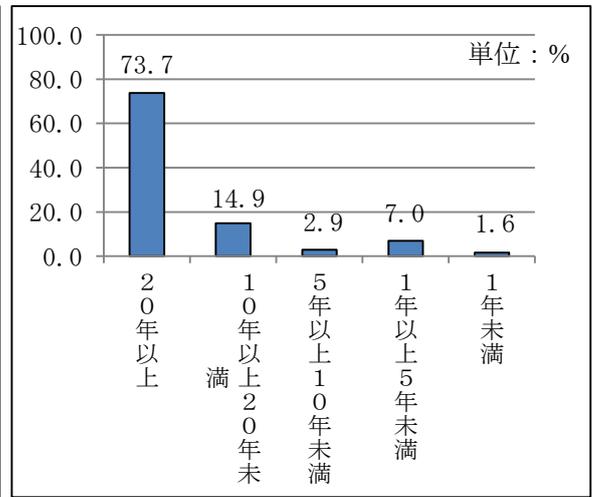
調査種別	平川市地域福祉計画策定のためのアンケート調査
調査対象者	18歳以上の市民
配布数	1,000枚
回収数	315枚(31.5%)
抽出方法	無作為抽出
調査方法	郵送
調査時期	令和5年8月

調査結果（抜粋）

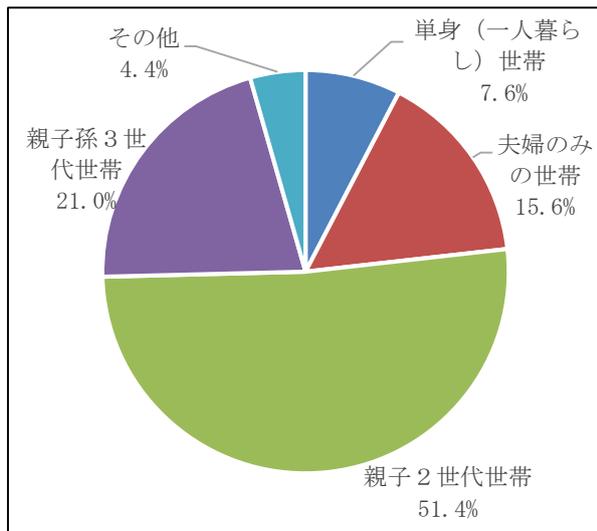
○年代



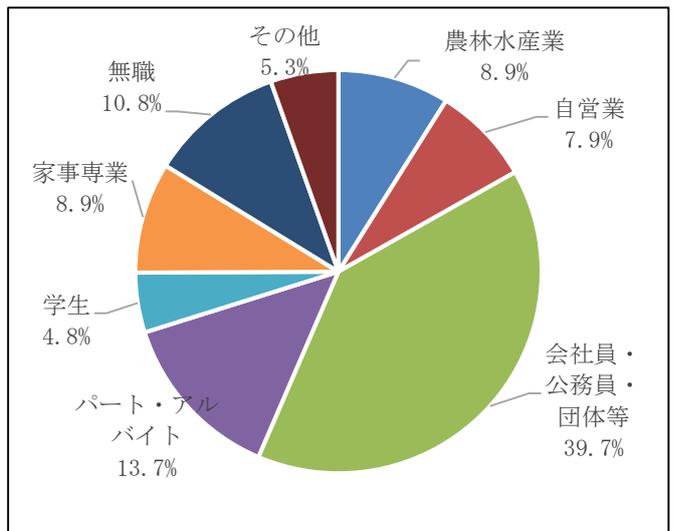
○住んでいる年数



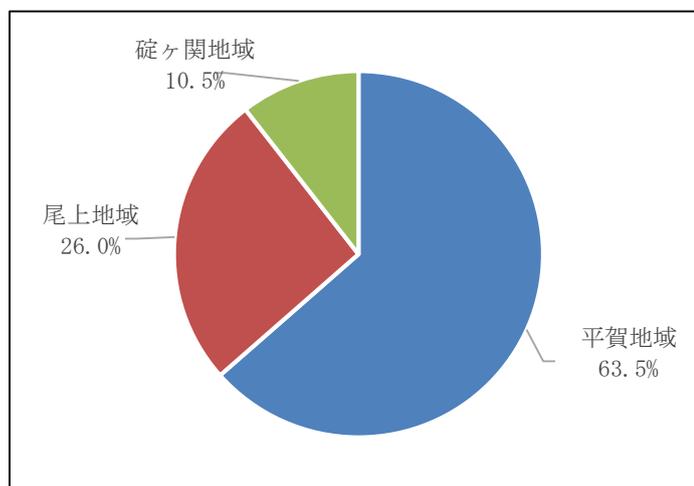
○家族構成



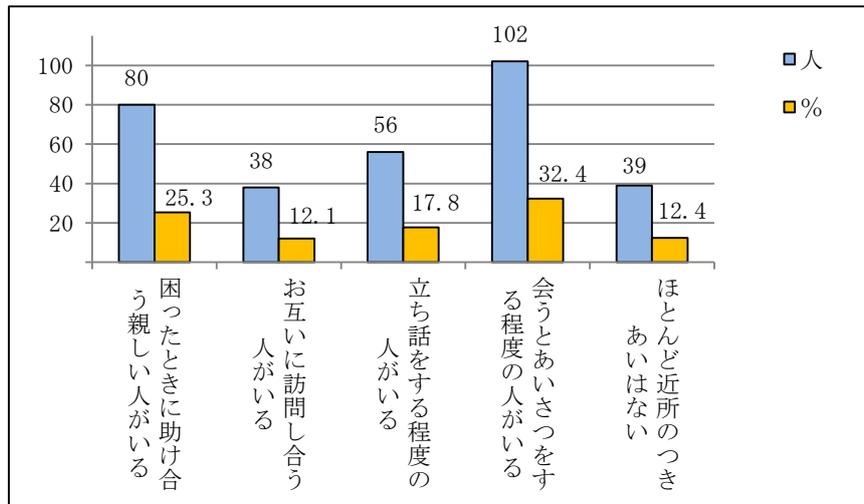
○職業



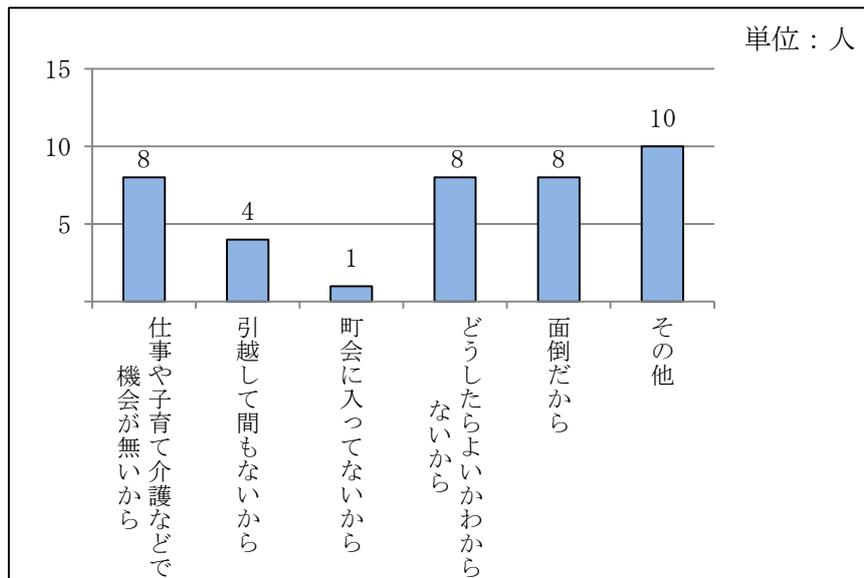
○住んでいる地域



○近所の人との交流や付き合いで近いもの

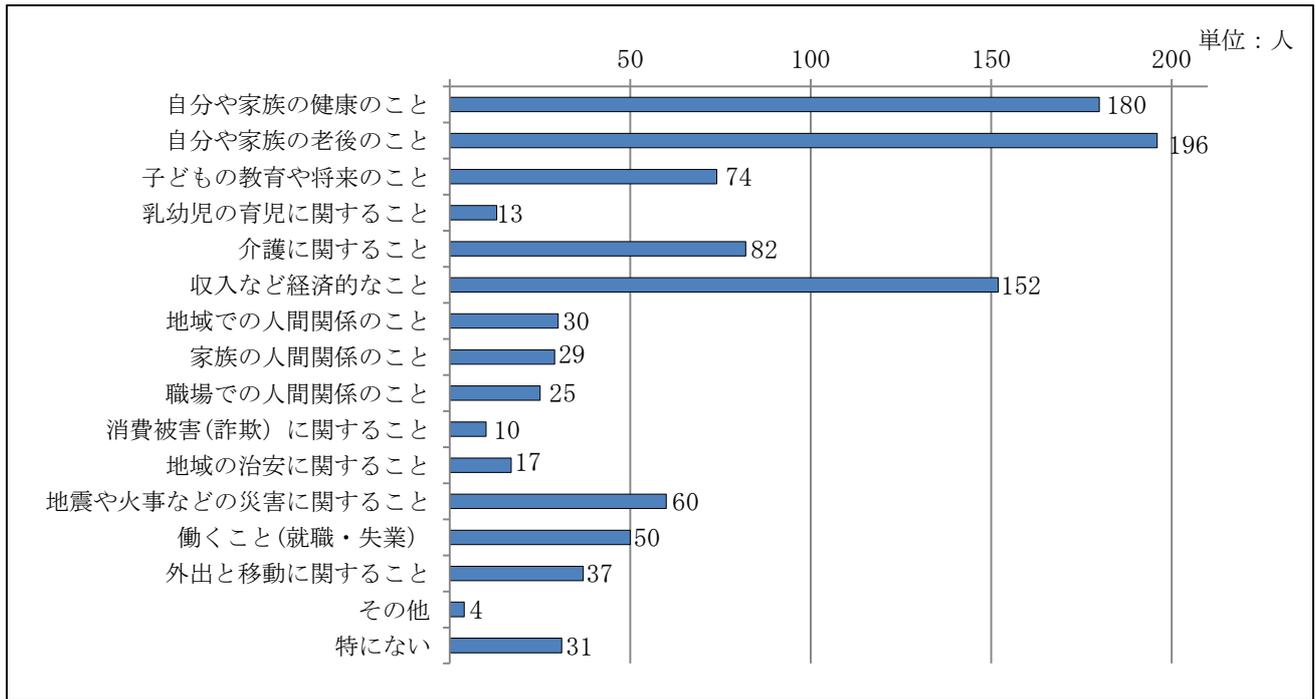


○「ほとんど近所のつきあいはない」理由



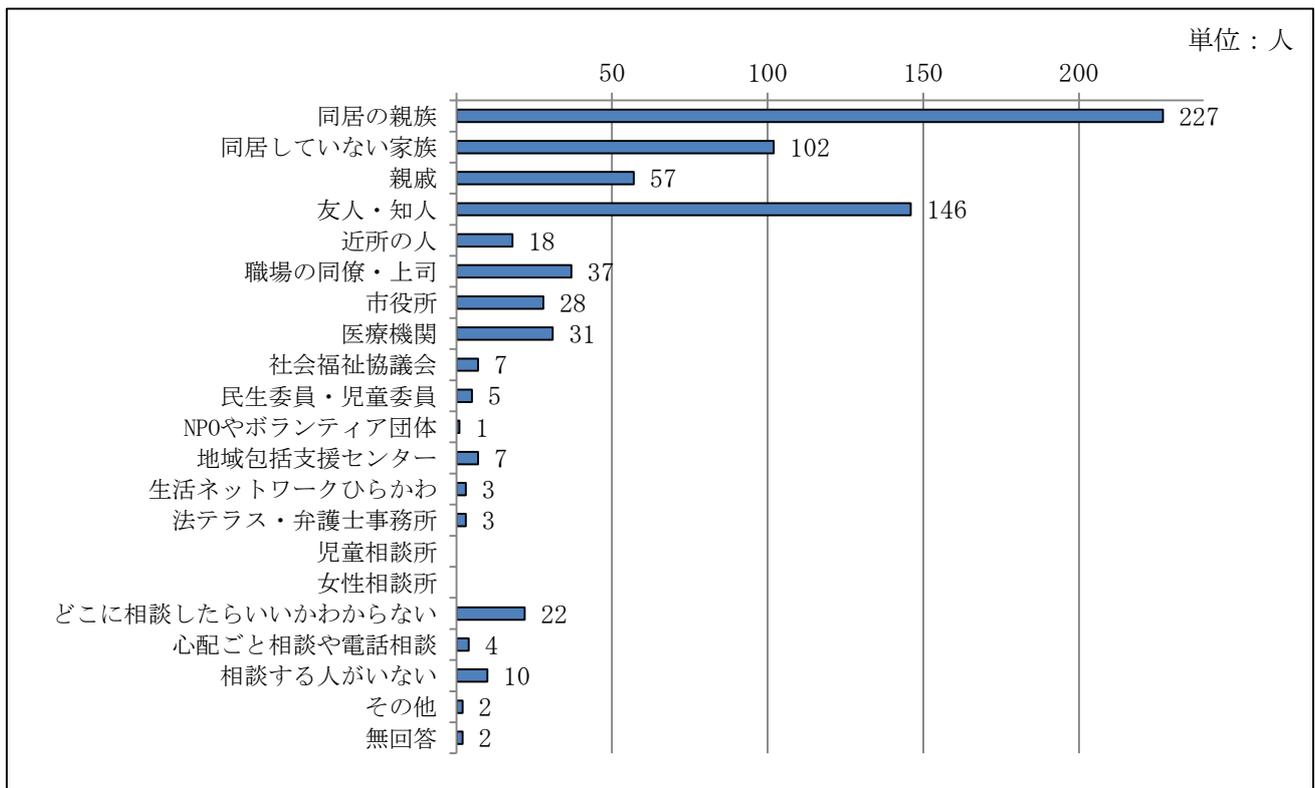
○日常生活で不安に思っていること

※複数回答

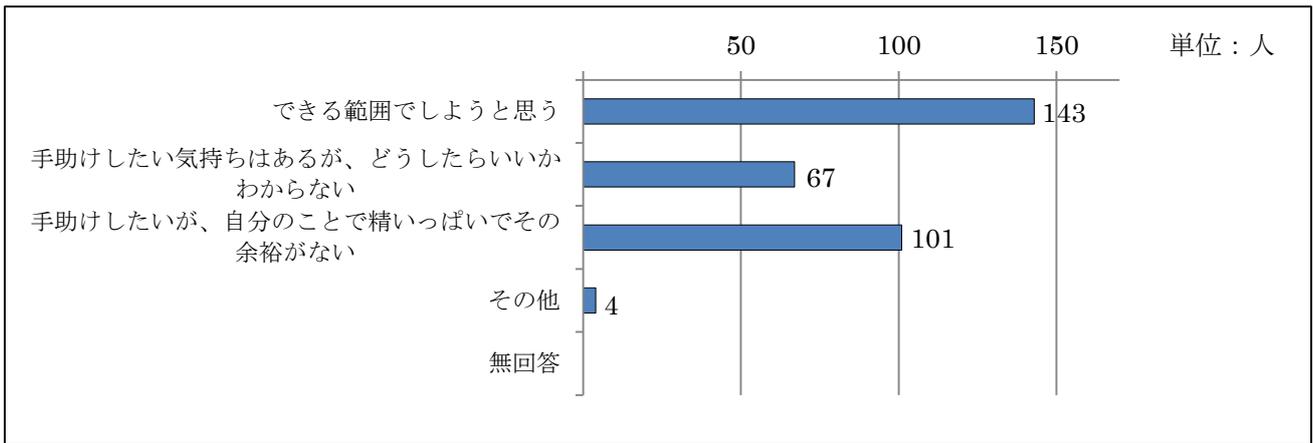


○日常生活の不安や悩みの相談先

※複数回答

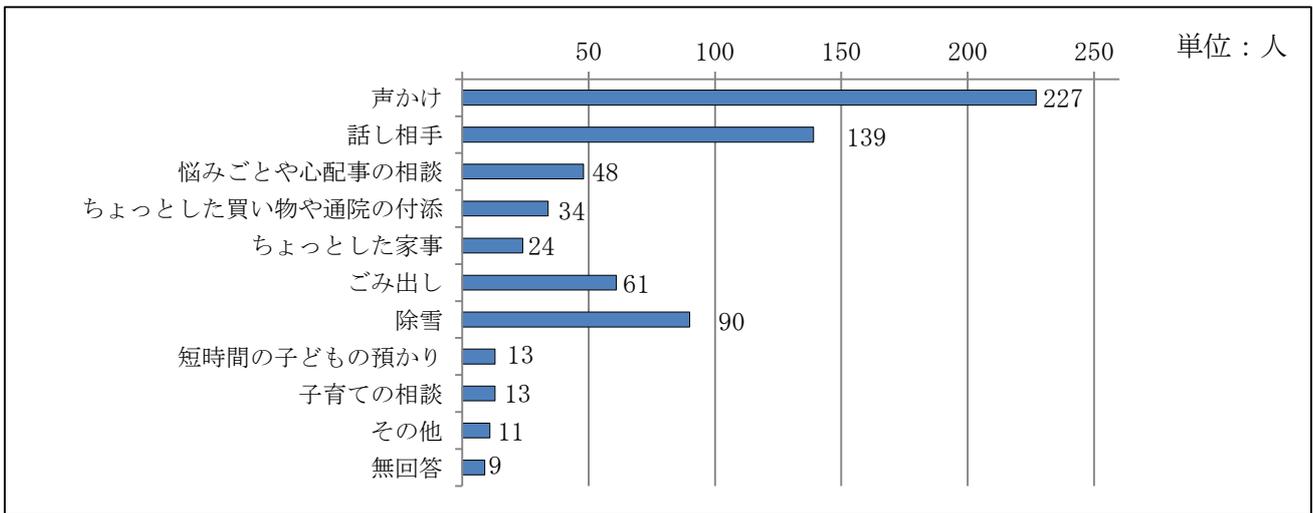


○近所の高齢者や障がいのある人、子育てしている人が困っていたら手助けしようと思うか



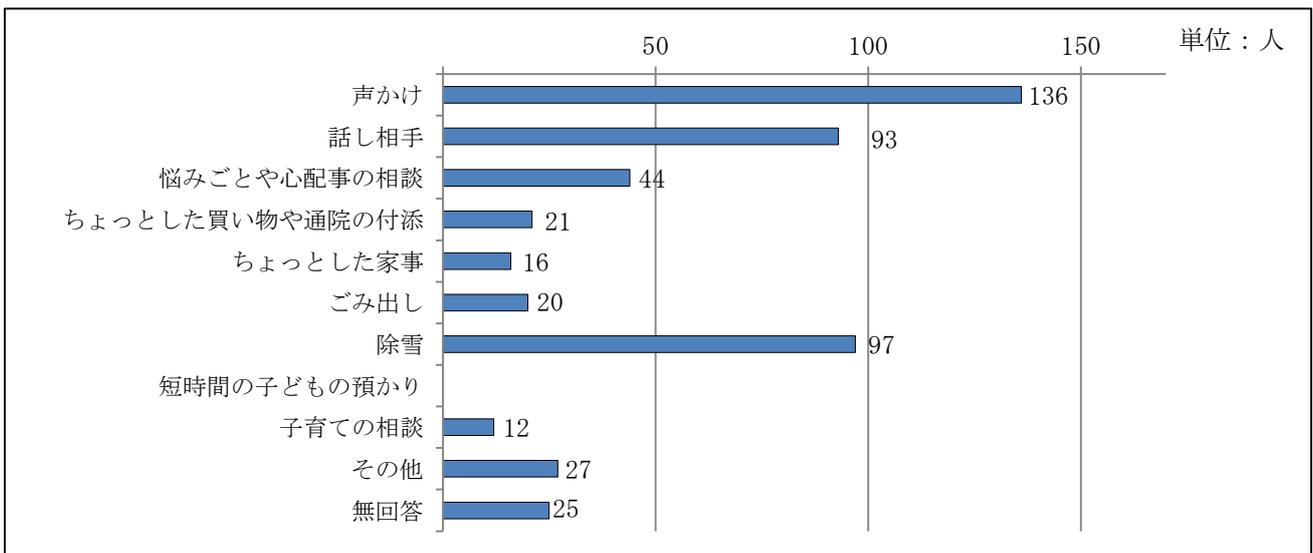
○近所の人困っている時、手助けできること

※複数回答



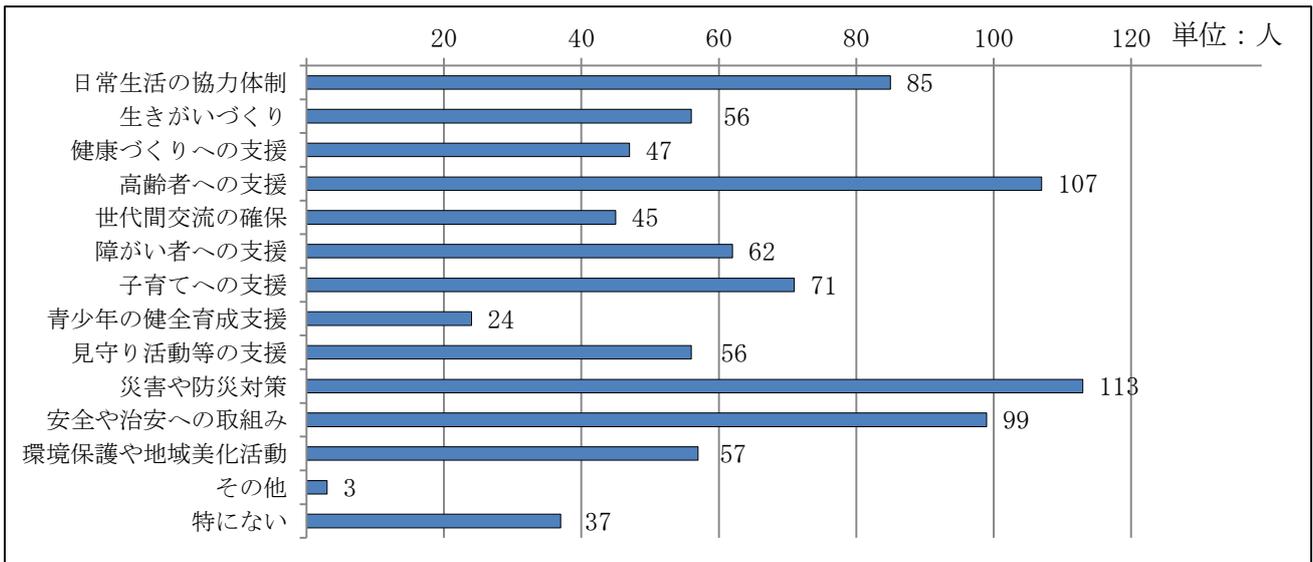
○自分が困っている時、近所の人に手助けしてもらいたいこと

※複数回答



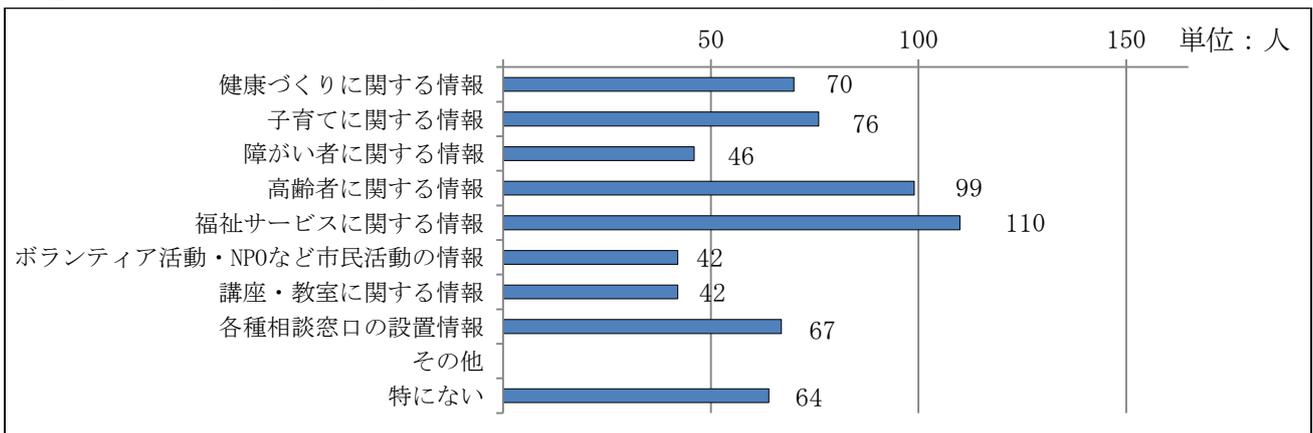
○「地域」の役割や地域間の関係に期待すること

※複数回答

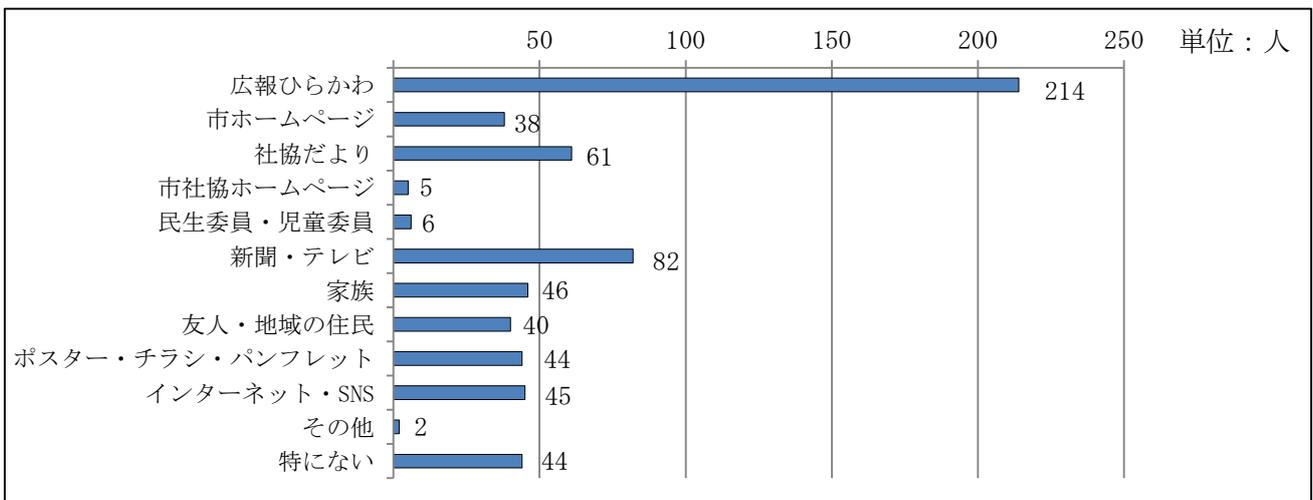


○福祉について知りたい情報

※複数回答

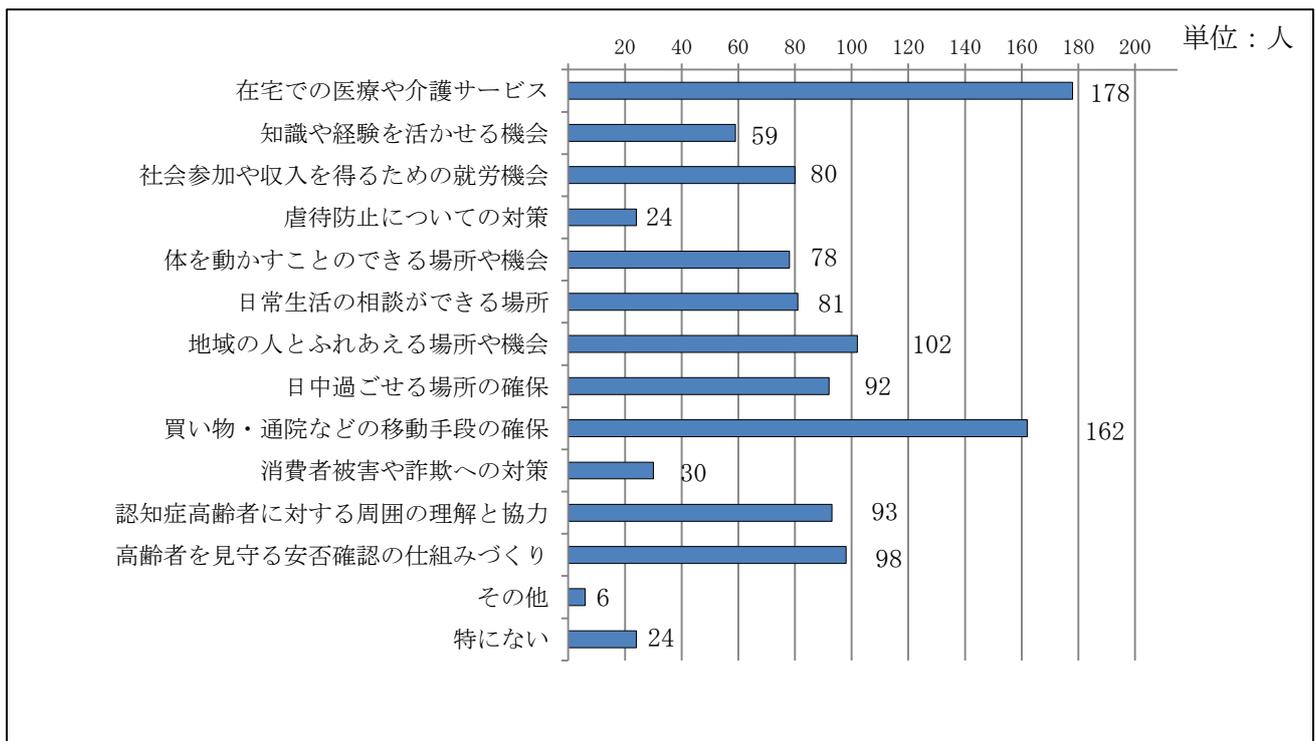


○福祉に関する情報をどこから得ているか



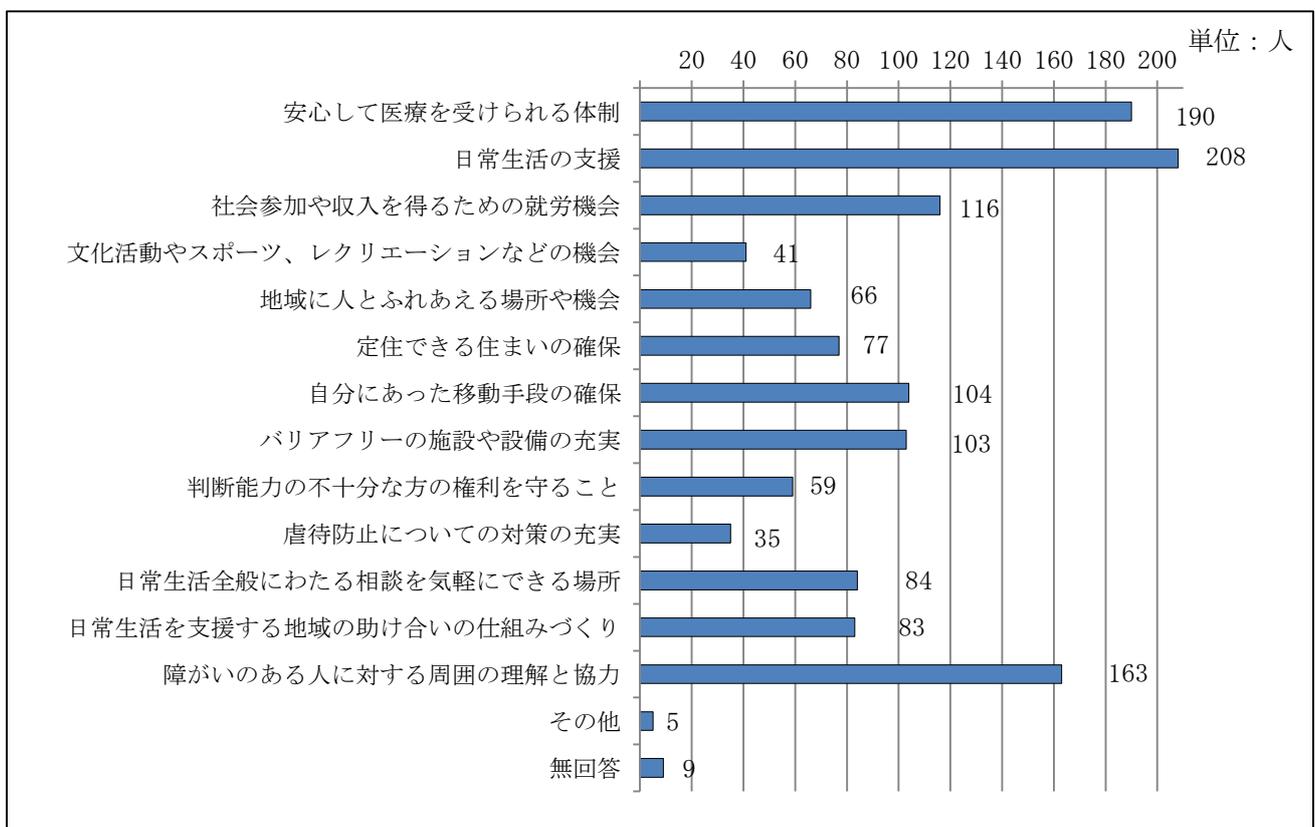
○高齢者が地域で暮らしていくうえで特に重要だと思うもの

※複数回答



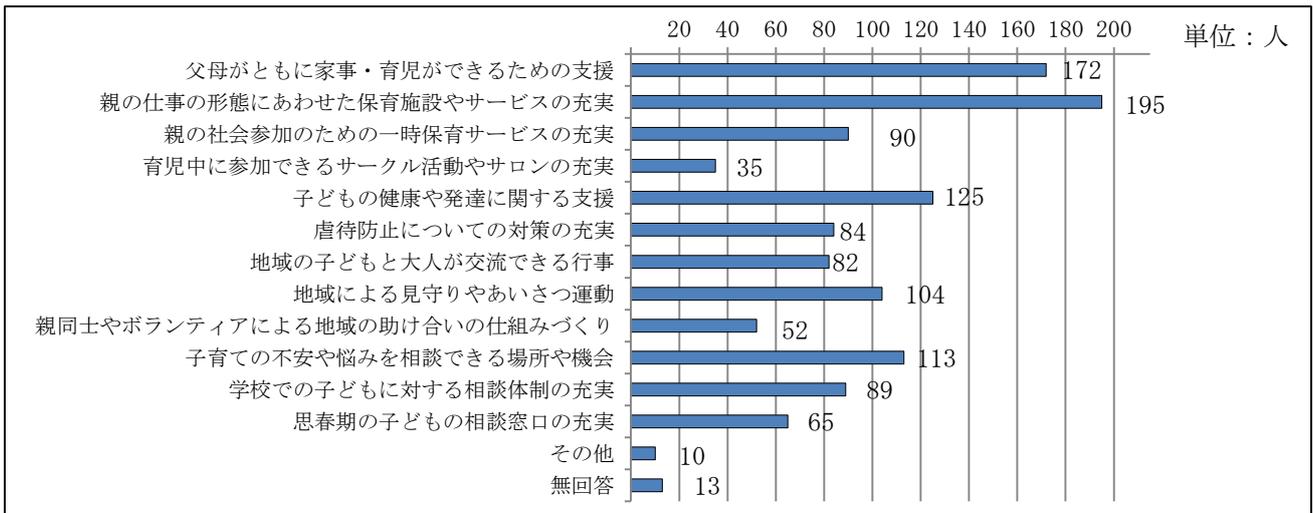
○障がいのある人が地域で暮らしていくうえで特に重要だと思うもの

※複数回答

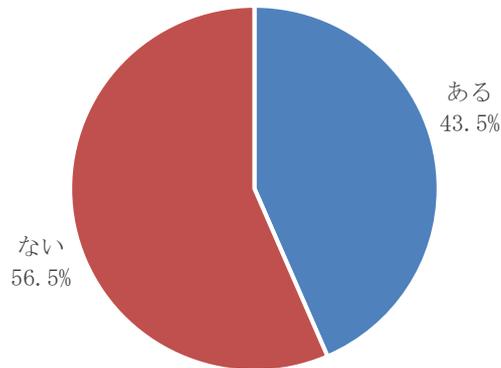


○子どもが地域で健全に育つために、特に重要だと思うもの

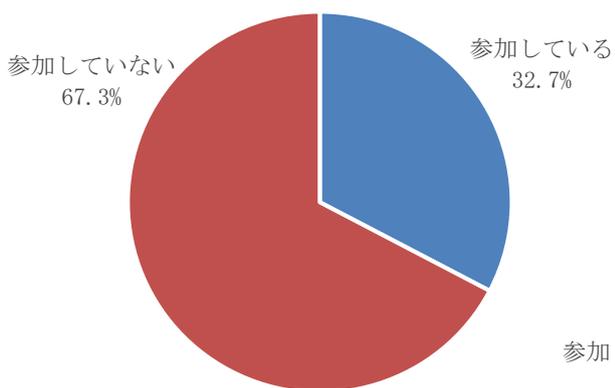
※複数回答



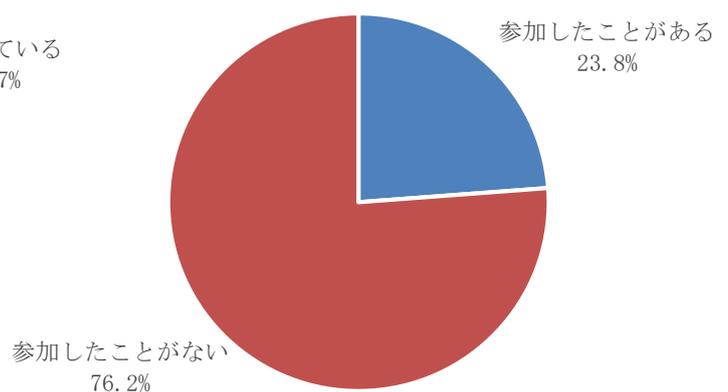
○地域に支えられた（助けられた）と感じたことがあるか



○地域での活動に参加しているか

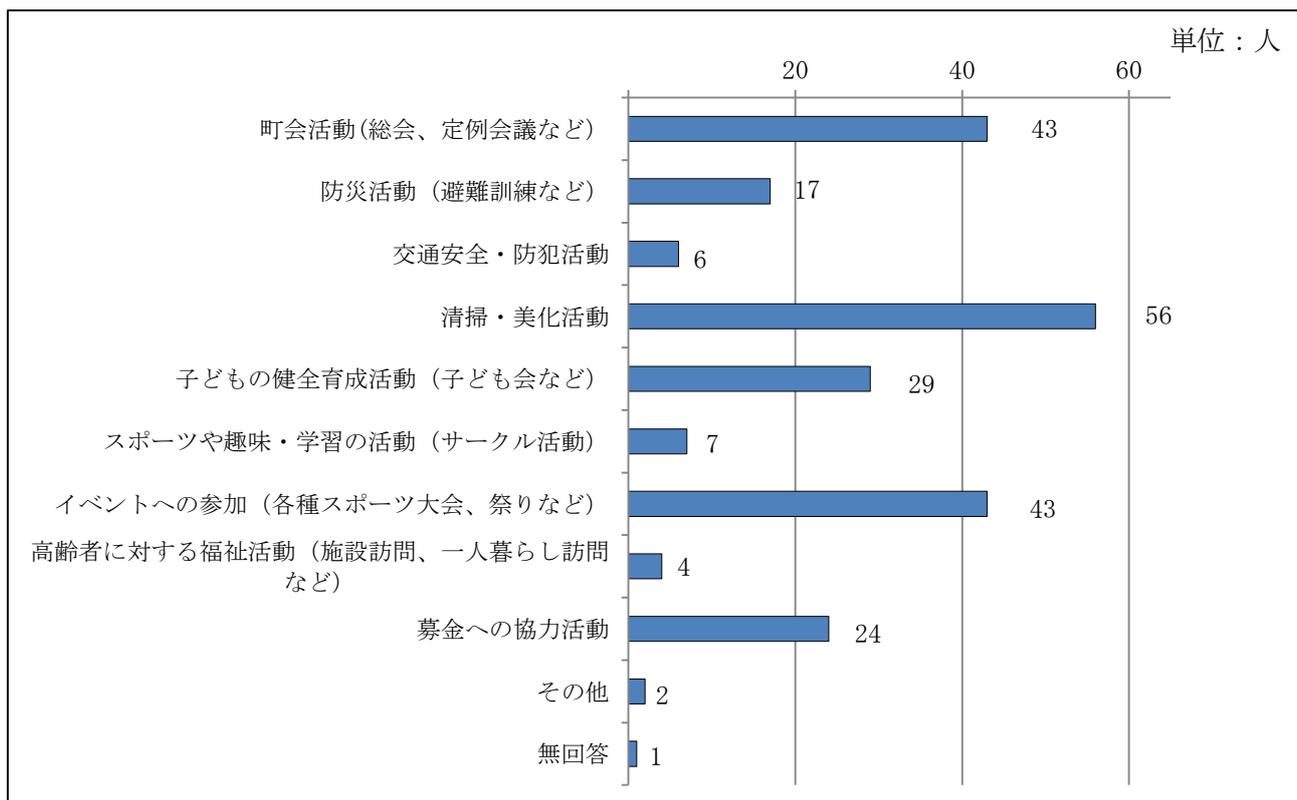


○ボランティア活動に参加したことがあるか



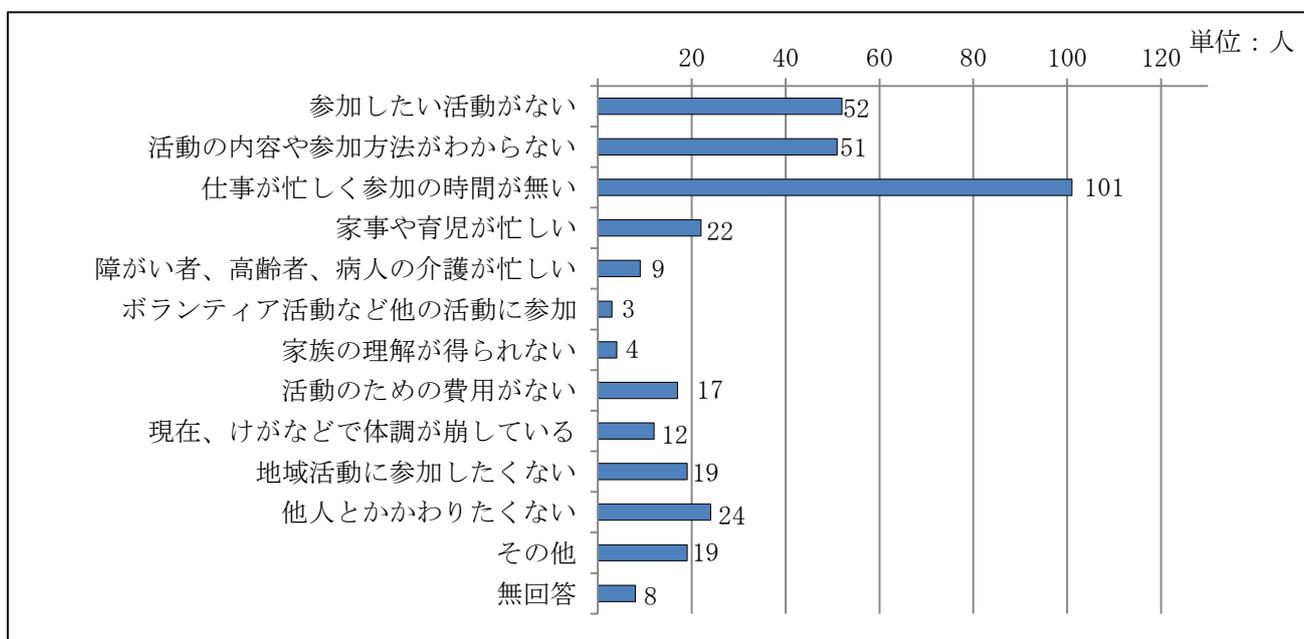
○どのような地域活動に参加しているか

※複数回答

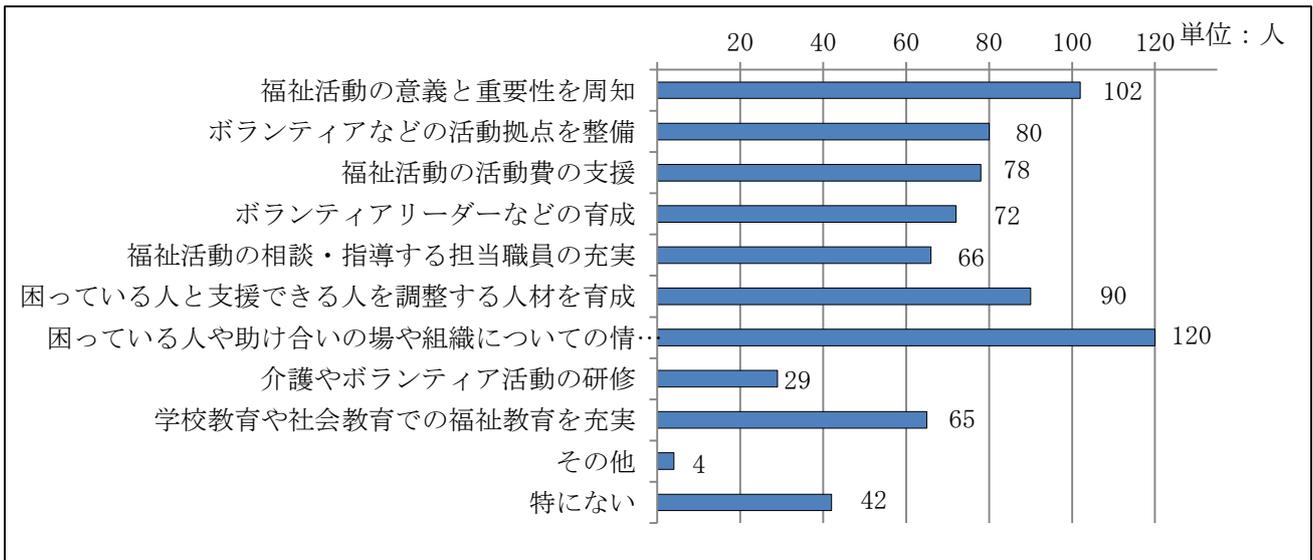


○地域活動に参加していない理由

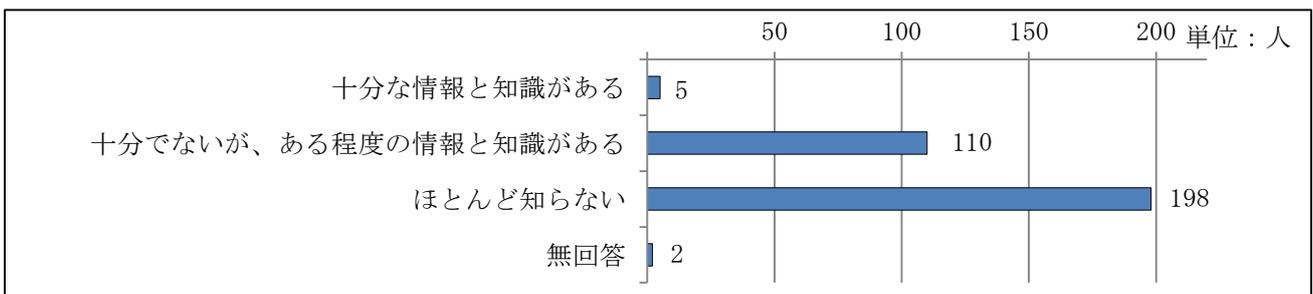
※複数回答



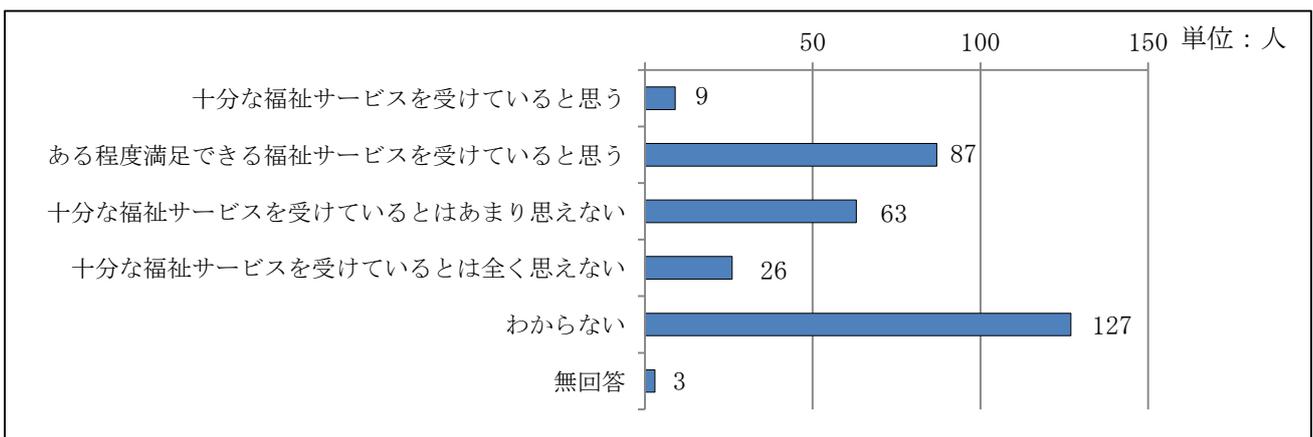
○地域における助け合い、支え合い活動を活発にするために必要なこと ※複数回答



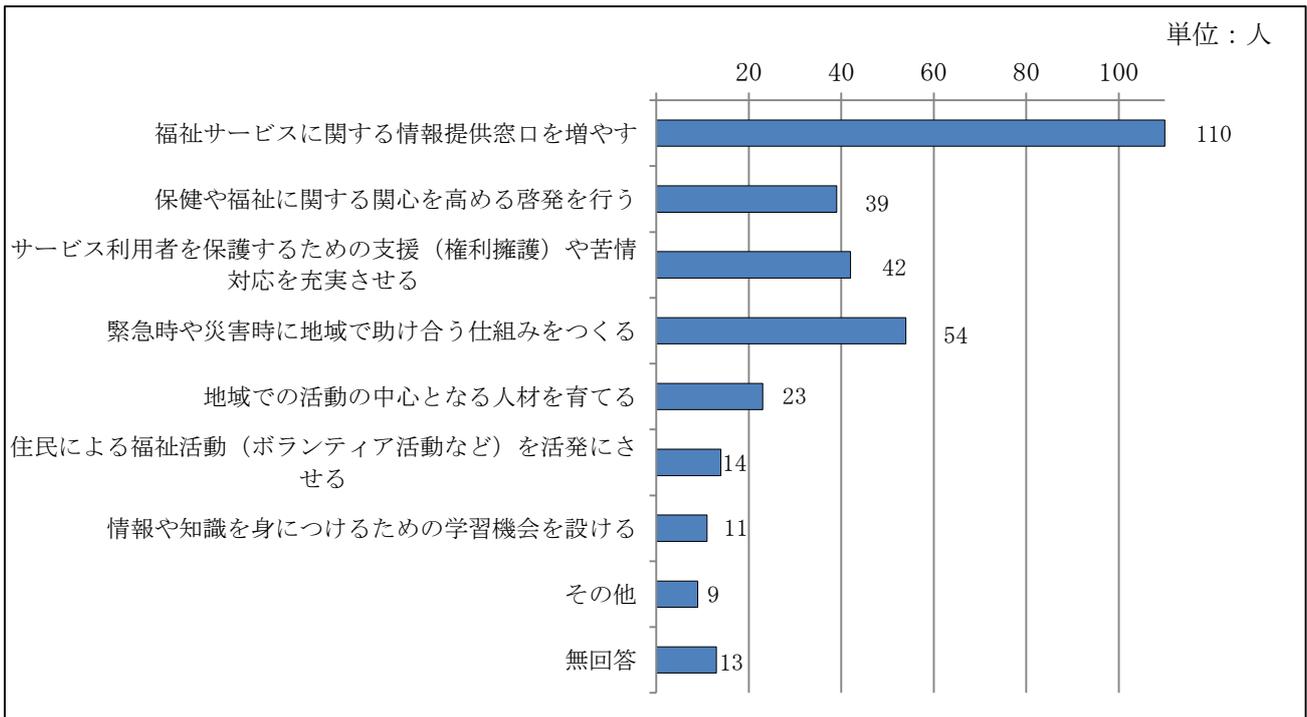
○福祉サービスや福祉施設を知っているか



○支援を必要としている人が十分な福祉サービスを受けていると思うか

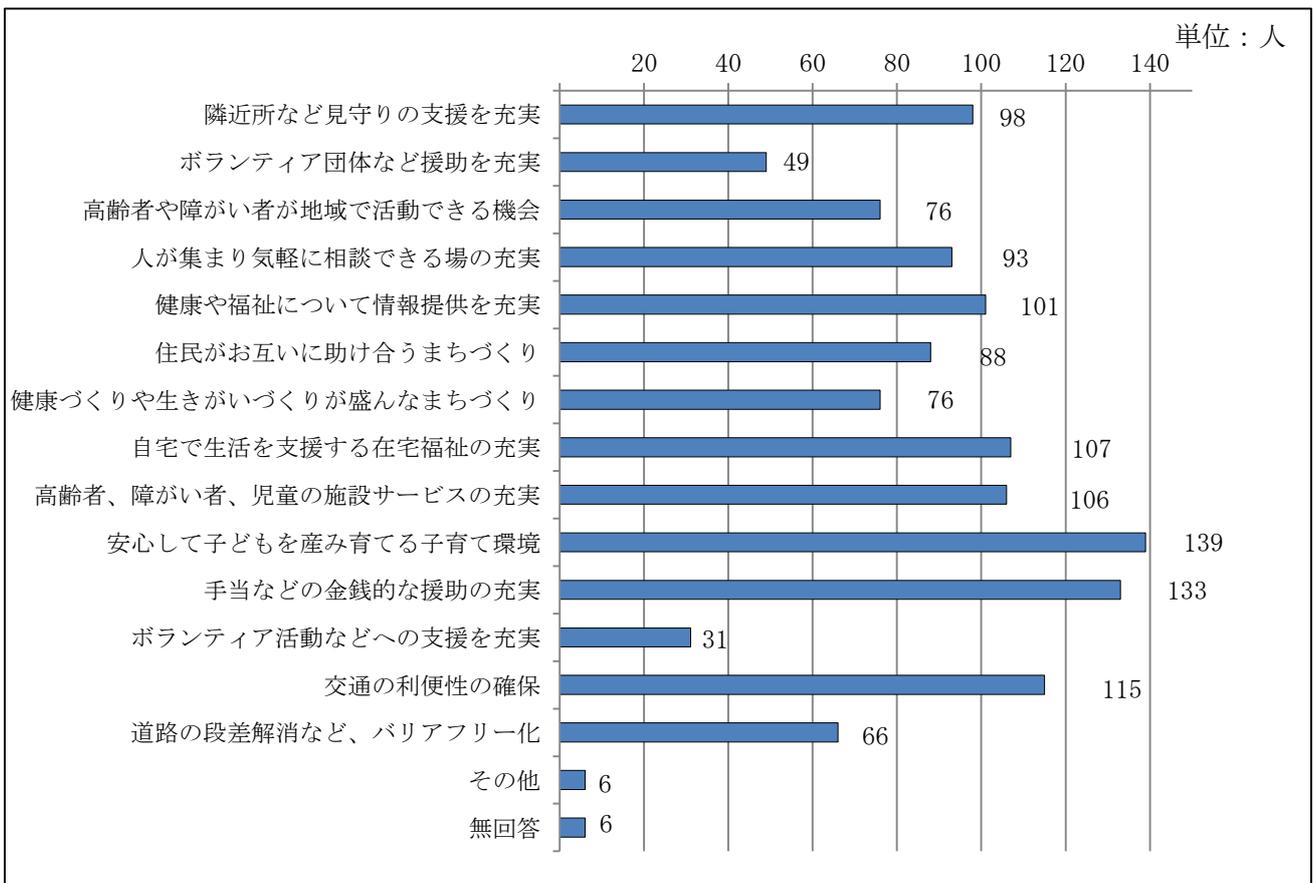


○福祉サービスを充実させるために必要と思うもの



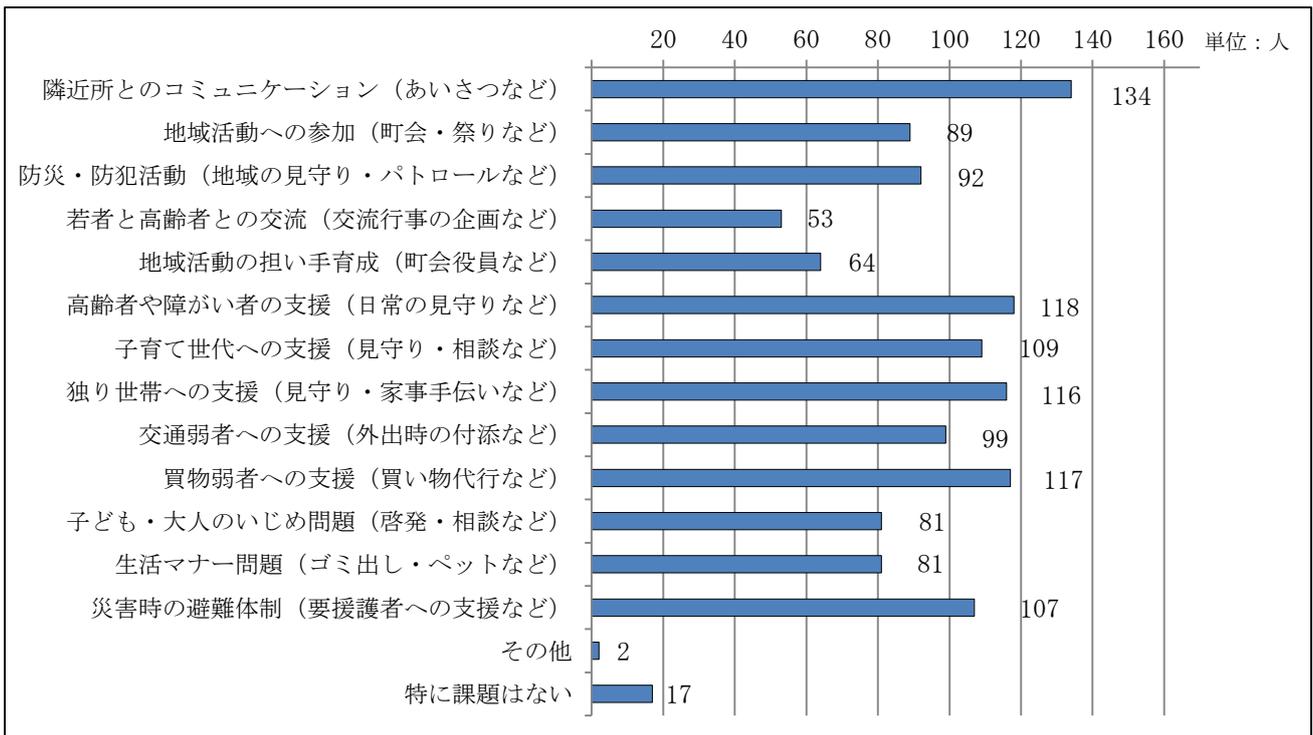
○福祉政策をより充実するために重要と考える取組

※複数回答

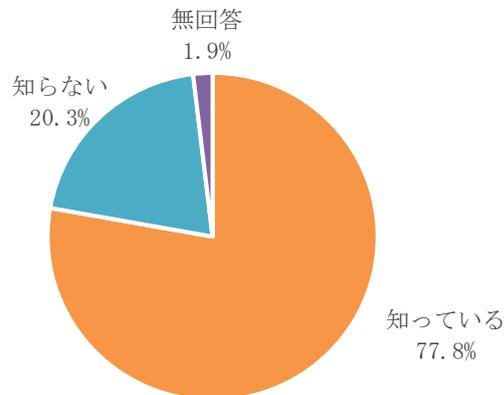


○今後、地域のだれもが安心して生活するために、取り組むべき課題

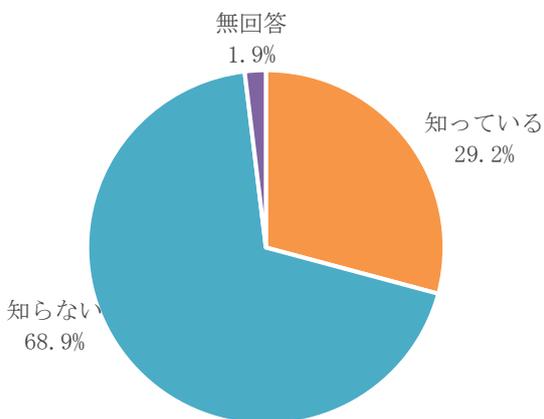
※複数回答



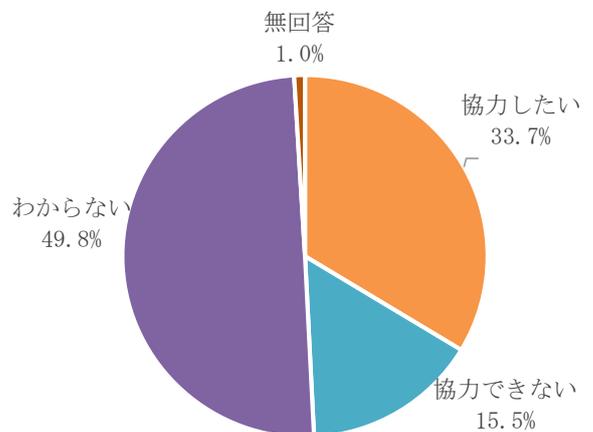
○地震などが発生した時の避難場所を知っているか



○地震などの災害が発生した場合、近所に一人で避難することができない人を知っているか

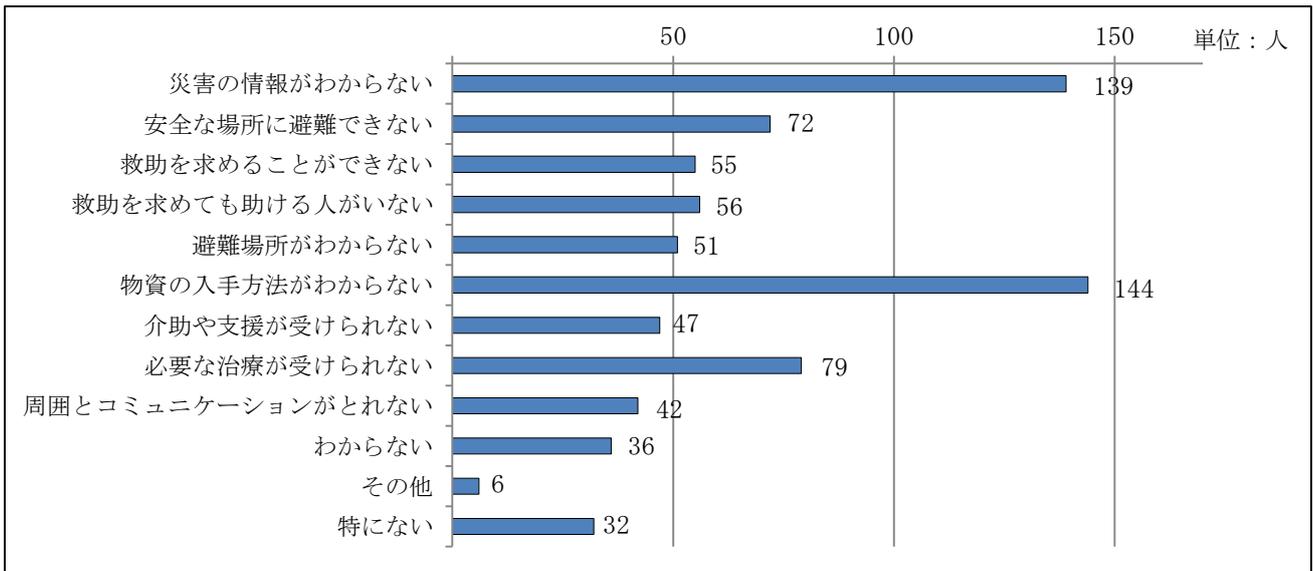


○災害が発生した際に災害ボランティアとして協力できるか

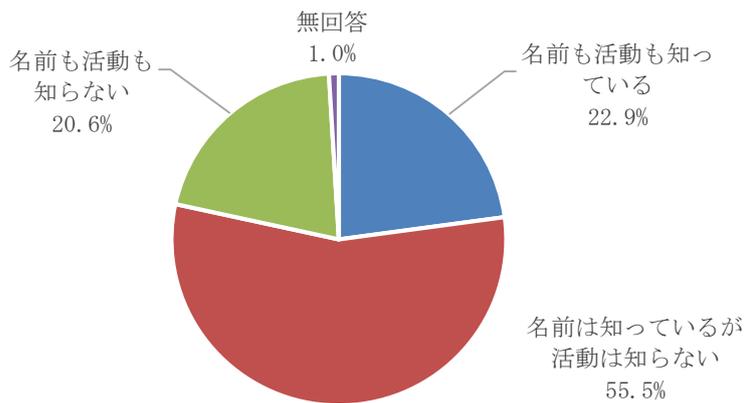


○地震などの災害が発生した時に困ること

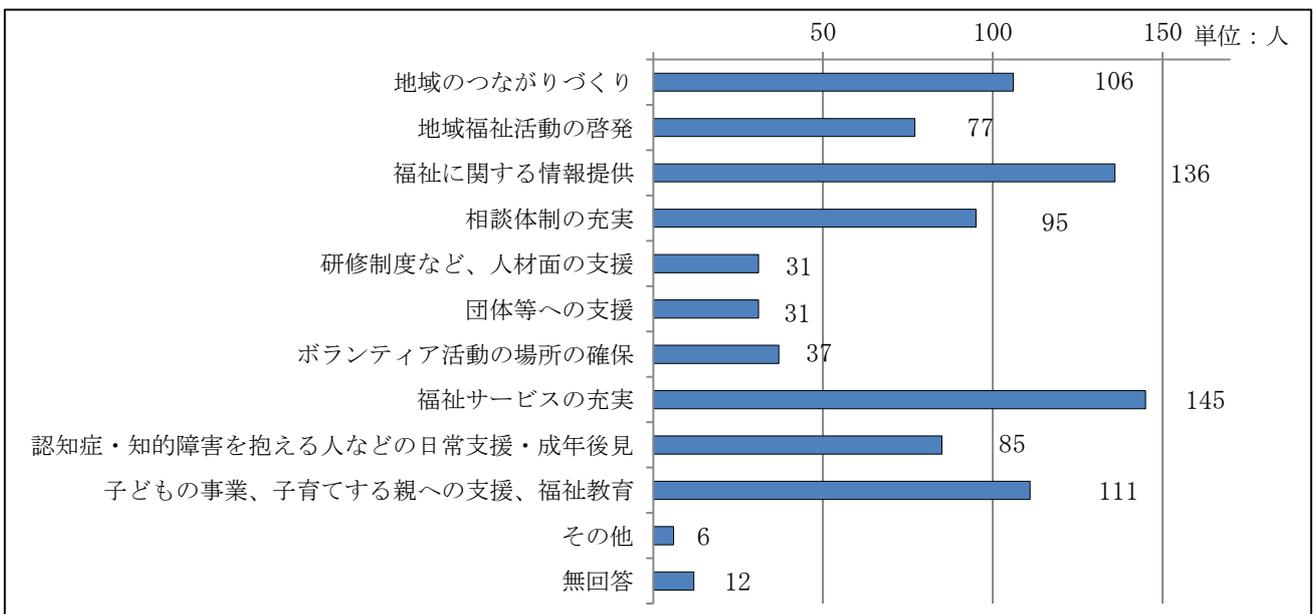
※複数回答



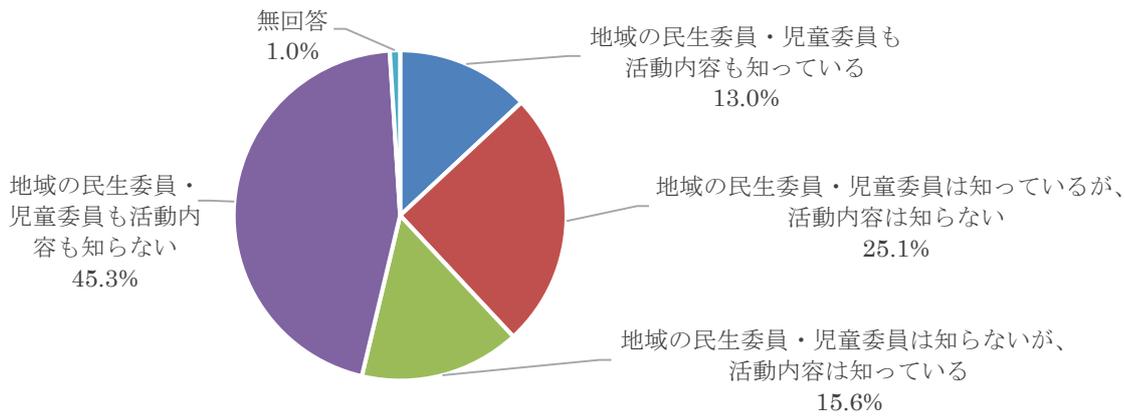
○平川市社会福祉協議会を知っているか



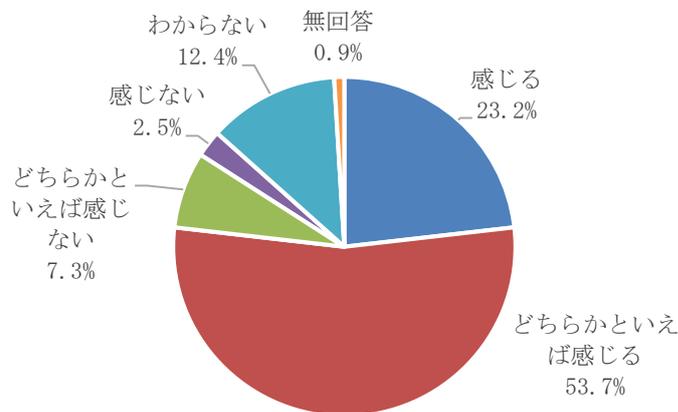
○平川市社会福祉協議会に期待することはどんなことですか



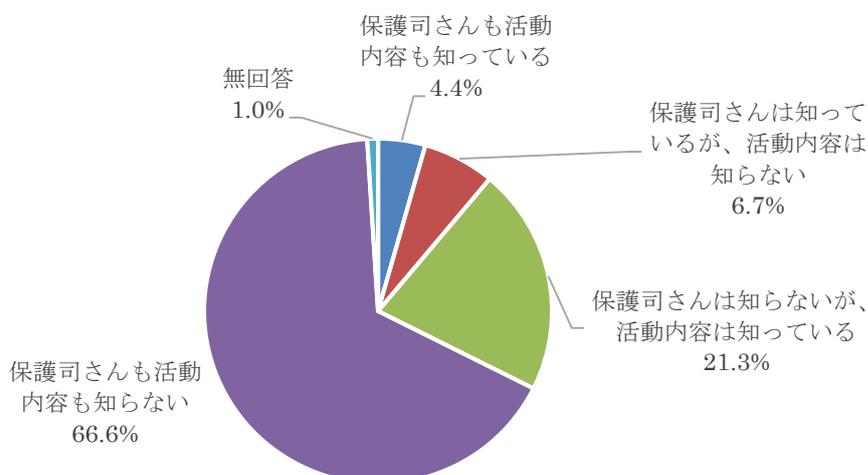
○自分の地域の民生委員・児童委員を知っているか



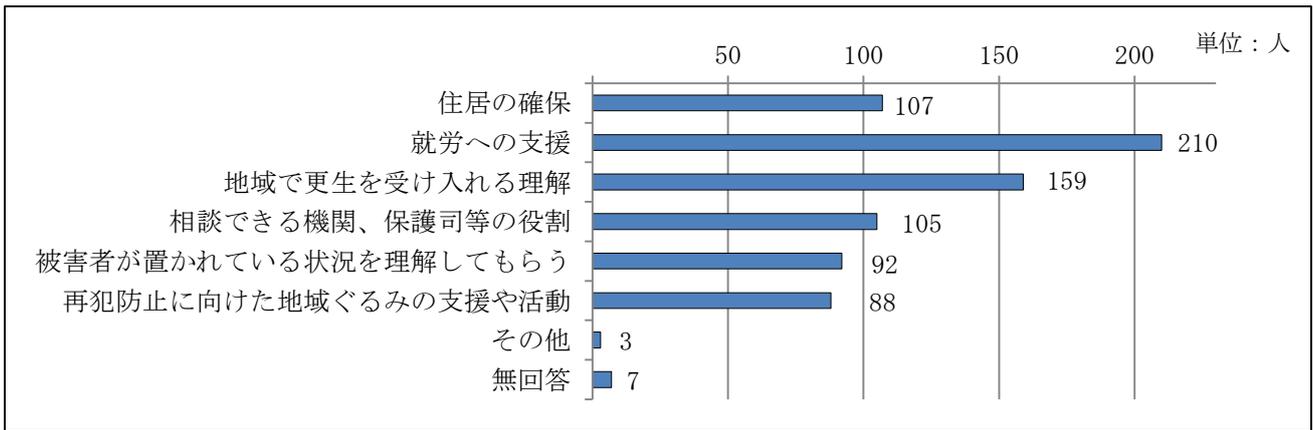
○平川市は犯罪の無い（少ない）安全で安心な暮らしやすい街だと感じるか



○自分の地域の保護司を知っていますか



○更生しようとしている人に対し、必要な支援はどんなことだと思うか



○誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるための課題や困りごと

(抜粋)

- ・バスの本数が少なく、買い物に行くことができない高齢者がいる。バスの時間を早くして学校へ行くための電車の時間に間に合うようにして欲しい。(10代)
- ・子どもの学費について、今では大学に行くのがあたり前、企業側も大卒を求めている。そんな時代です。大卒まで学費無償化を実現して欲しい。海外ではそういう所があると聞いたことがあり、調べたこともあります。子どもの将来を考えていくべきです。(30代)
- ・子どもを育てるのに手厚くしてもらっている感じはあります。ありがとうございます。町内のまとまりがあまりないと感じています。(40代)
- ・バリアフリー化していても体が不自由な人が実際使用したら使いにくいなど、誰の意見を聞いて作ったのかわからないトイレ等もある。道路も轍や斜めになったりして車椅子が通りにくい。車椅子でも出掛ける楽しみや楽しさをもっと充実して欲しい(40代)
- ・若い世代の人達は自分の生活でいっぱい、地域に対する心の余裕がない。何をしても集まる人は決まっていて、それをまとめる人達の負担(お金ではなく仕事、家庭での事)は大きいと思う。地域愛を育むには小さい頃からの体験等が必要なのでは。(60代)
- ・だれもが町会員となり、町会活動に参加し協力して生活する事が望ましい。(70代)

4 地域福祉に関する国の動向

(1) ニッポン一億総活躍プラン（2016年6月2日閣議決定）

少子高齢化への国の抜本的な対応策を示したニッポン一億総活躍プランにおいて、あらゆる場で誰もが活躍できる、全員参加型の社会である「地域共生社会」の実現が掲げられています。

ニッポン一億総活躍プランの抜粋

地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ※を育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO※との連携や民間資金の活用を図る。

※【地域コミュニティ】

町会や各種団体などの、地域の住民同士のつながりや集まりのこと

※【NPO】

営利を目的としない民間の組織・団体

(2) 地域共生社会の実現に向けた当面の改革工程

地域共生社会の実現に向けた検討を行うため、国では2016年度に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」、「地域力強化検討会」を設置し、その検討結果を受けて当面の改革工程を示しています。

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）の抜粋

1 地域課題の解決力の強化

- 「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組、「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちでの活動、「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる地域づくりを支援する、「他人事」を「我が事」に変えていくような働き方を通じて、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制を構築していく。

- 同時に、住民が身近な圏域において、地域包括支援センターなど各福祉制度に基づく相談機関や社会福祉協議会、社会福祉法人や NPO 法人、住民を主体とする活動団体などが、相互に連携しながら、専門分野だけでなく、地域の住民が抱える課題について、分野を超えて「丸ごと」の相談を受けとめる場を設けていく。
- 本人に寄り添いながら生活全般に対する包括的な支援を行うという生活困窮者自立支援制度の理念を普遍化し、住民に身近な圏域で明らかになった課題、特に、多様・複合的な課題について、福祉分野だけでなく、保健・医療、権利擁護、雇用・就労、産業、教育、住まいなどに関する多機関が連携し、市町村等の広域で解決を図る体制を確保する。住民に身近な圏域における「丸ごと」の相談体制を緊密に連携することにより、すべての住民を対象とする包括的相談支援体制を構築する。

2 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念を普遍化し、高齢者のみならず、障害者や子どもなど生活上の困難を抱える方が地域において自立した生活を送ることができるよう、地域住民による支え合いと公的支援が連動し、地域を「丸ごと」支える包括的な支援体制を構築し、切れ目のない支援を実現する。

(3) 平成29(2017)年 社会福祉法改正

市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

(4) 令和3(2021)年 社会福祉法改正

市町村における包括的な支援体制の構築等に関する改正

育児と介護のダブルケア、8050問題など、相談が複雑化・複合化する社会において、各分野へ相談を割り振る縦割りではなく、属性や世代を問わない相談に一体的に対応する重層的支援体制を整備することが示されています。

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本市は、「第2次平川市長期総合プラン」において、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」を将来像にまちづくりを進めています。この長期総合プランにおいて、福祉のまちづくりについては「お互いが支え合うまちづくり」を基本政策としてその実現を目指しています。本計画の理念は第3次地域福祉計画の理念を踏襲し「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」といたします。

支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ

地域は高齢者、障がい者、子どもなど立場や環境が異なるあらゆる全ての人が暮らす場です。市民一人ひとりが主役となり、自分たちの住む地域の困りごとや課題を「他人事」ではなく「我が事」として受けとめる意識を育み、様々な課題を身近に「丸ごと」受けとめる仕組みづくりが必要とされています。高齢者や障がい者、子育てなどの制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域に暮らす市民一人ひとりや多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指していきます。

地域福祉の担い手である地域住民、町会、企業、学校、医療機関、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉団体、NPO、社会福祉協議会、行政など、共に生きる全ての人々の力が必要であり、全ての市民が協働して、本計画に取り組むことが重要になります。

2 計画の基本目標

本計画の「支えあい しあわせづくりのまち ひらかわ」の基本理念の実現に向け、一人ひとりが役割と生きがいをもって過ごし（自助）、お互いを支えあい（互助）、誰もが安心して暮らし続ける（共助、公助）の地域福祉社会を目指し、以下の基本目標を設定しました。

互いに支えあう地域づくり

様々な要因による社会的孤立を防ぎ、支援が必要な人の早期発見や、緊急時の助け合いなど、住民相互が支えられ、または支え手となるよう意識を醸成し、地域福祉活動への主体的参加を推進していきます。

誰もが健康でいきいき暮らせる地域づくり

市民の誰もがいつまでも健康で自分らしく生きがいを持って暮らせるよう、市民一人ひとりが自らの健康に関心を持ち、健康づくりの大切さを知り、課題や問題を抱えた人がいたら必要な相談をいち早く受けとめることのできる体制を整えていきます。

住み慣れた地域で安心して暮らし続ける地域づくり

市民の誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように、生活環境及び相談体制の整備を進めていきます。併せて、災害時に備えた地域での支え合いの取組を推進していきます。

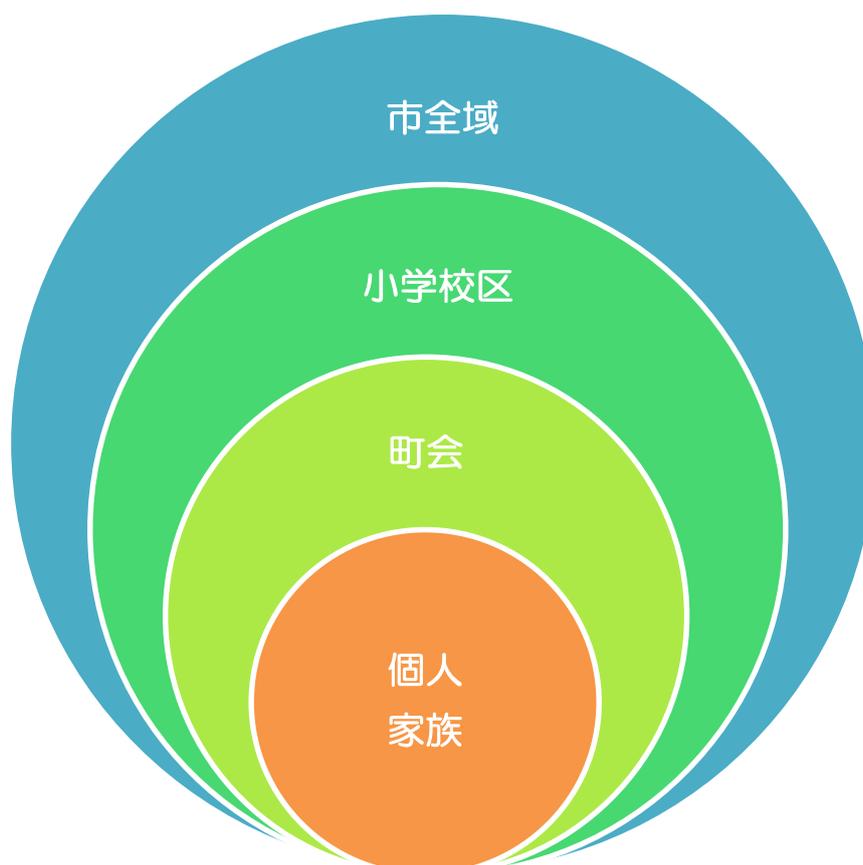
3 計画の体系

3つの基本目標のそれぞれについて、その達成のために必要な取組項目を設定し、今後の取組の方向性を明らかにします。



4 福祉圏域の設定

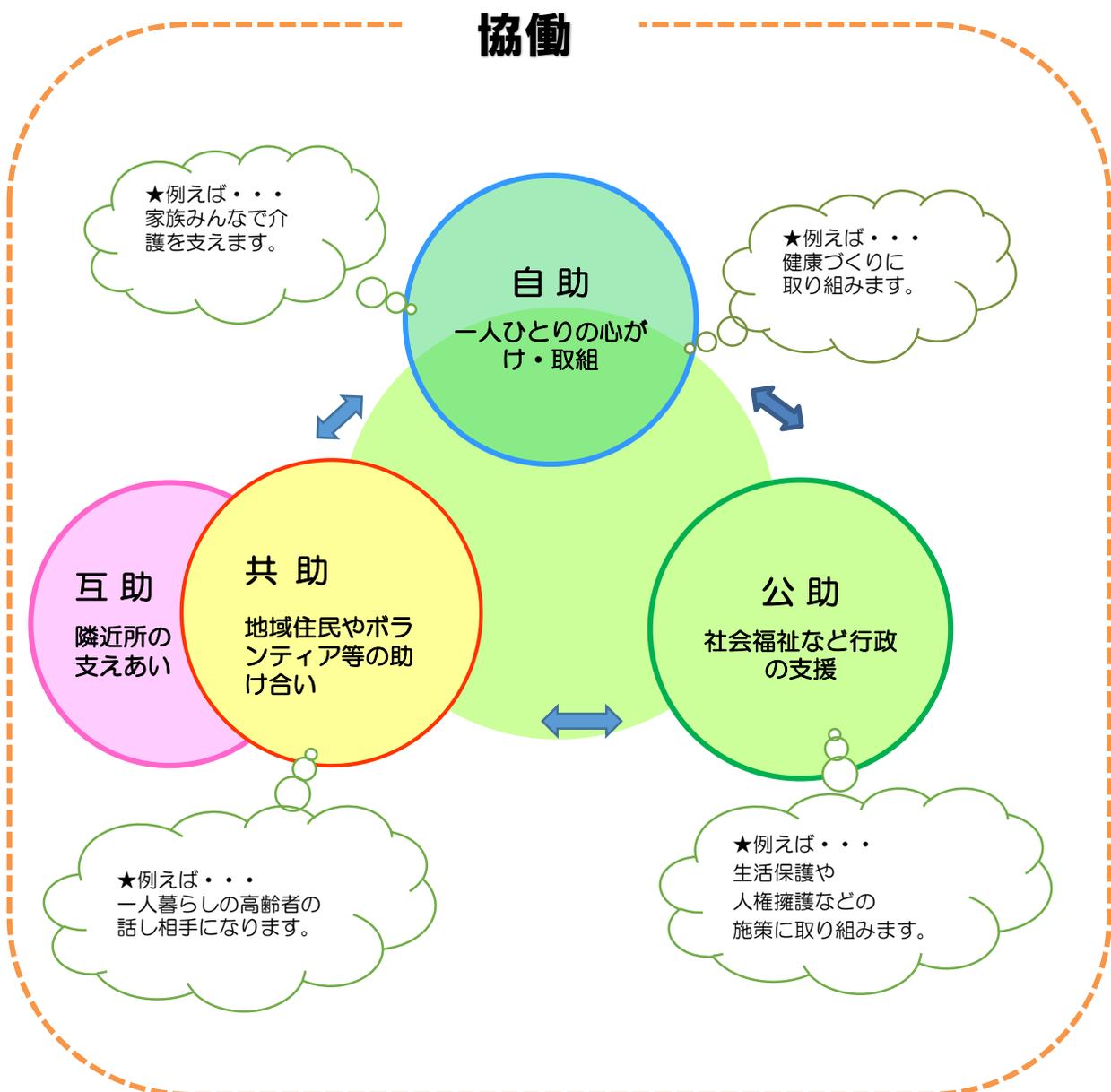
地域活動、地域コミュニティとしての地域の範囲は、地域福祉を推進する上での一つの範囲にこだわらず、地域内、地域間の連携、ネットワークの構築に取り組んでいく必要があります。



- 市 全 域 市役所、社会福祉協議会、地域包括支援センター、子育て世代包括支援センター
- 小学校区 伝統・文化活動の継承、町会の相互連携
- 町 会 防災や防犯、見守り、身近な相談
- 個人 家族 自助による生活課題の解決

5 地域福祉への取組

地域福祉を推進するためには、人々が地域でお互いに助け合い、協力し合うことが欠かせません。福祉サービスによる支援は、市や事業者が提供するものだけでは十分とはいえません。個々の思いやりや行動、さらにそれぞれの力を合わせ協力することも地域福祉を進める大きなパワーとなります。そのために、自分でできることは自分です（自助）、隣近所の支えあい（互助）、町会等の地域住民、ボランティア、NPO活動等の組織的な支えあい（共助）、行政による支援（公助）の連携・協働による体制を地域に作っていくことが必要です。



6 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGsは2015年9月の国連サミットで採択された国際的な目標です。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和など広範な分野の課題解決に向けて17の目標を設定し、誰一人取り残さない社会の実現を目指しています。

この理念を念頭に、地域の課題を明確にし、市民が安心して暮らせる持続可能な地域づくりを図ります。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 現状と課題及び施策の方向性

基本目標 1

互いに支えあう地域づくり

(1) 地域福祉の意識づくり

【現状と課題】

身近な地域の住民が顔見知りとなり、支えあうことは、地域での生活をよりよいものにしていく活動の出発点です。支援が必要な人の早期発見、緊急時の助け合い、防災、防犯上の問題等、地域の生活課題に関して住民相互の日常のつながりは重要な役割を果たします。

アンケート調査によると、近所とのつきあいは「会うとあいさつする程度の人がいる」が32.4%で最も多く、次いで「困ったときに助け合う親しい人がある」が25.3%、「お互いに訪問し合う人がある」が12.1%となっており、「ほとんど近所付き合いはない」という回答も12.4%ありました。

また、近所に支えられたと感じたことがある方は43.5%と過半数を下回っています。

新型コロナウイルス感染症により、近所同士の対面機会の減少や、集まり等の減少も地域の交流が薄れる要因として挙げられます。

こうした状況の中で、地域福祉を推進していくためには、市民一人ひとりが地域に関心を持ち、地域に参加する意識、地域で共に暮らす人々を思いやる気持ちを持つことが大切になります。地域の住民相互が支えられ、また支え手となるよう、地域における福祉活動を促進する意識を互いに高め合うことが重要になります。

【市民の心がけ】

- 地域に愛着を持ち、あいさつや声かけ、見守りなどを行うことで地域の中での交流を心がけましょう。
- 幅広い世代での交流を心がけ、町会での活動、祭り、行事などに積極的に参加しましょう。
- 日常生活において地域のことにより一層関心を持ち、ボランティア活動に参加しましょう。

【施策の方向性】

① 地域福祉の意識啓発

学校や地域の関係機関、社会福祉協議会をはじめとした各種団体と連携し、多くの福祉体験や各種講座等により、子どもの頃から福祉に対する意識を養うとともに、地域の課題を地域の住民が発見・把握して、解決できるよう相互に交流・意見交換ができる機会を提供することで、市民の福祉意識の向上を図ります。

② 地域コミュニティ活動の支援

集会所等での地域の祭りや各種行事など、世代を超えて地域住民が集える環境づくりができるよう、組織体制の相談や運営に対する支援の充実に努めるとともに、感染症対策を考慮しながら新しい形で地域コミュニティの絆を深める活動をさらに促進します。

(2) 地域における見守り体制の充実

【現状と課題】

核家族化や近隣関係の希薄化により、生活に関する様々な問題を抱えたまま孤立してしまう一人暮らしの高齢者や子育て家庭が増えていくことが懸念されます。

また、最近では介護と育児を同時に行う「ダブルケア」や、自立できない事情を抱える50代の子を80代の親が支えるという親子の課題である「8050問題」、本来大人が担うことが想定されている家事や家族の世話などを子どもが日常的に行う「ヤングケアラー」等の存在も表面化しております。そのような世帯が地域で埋もれることのないよう、地域での見守り体制の充実が今後より一層重要なものとなってきます。

地域では、民生委員・児童委員やほのぼのの交流協力員、町会、老人クラブ等、長年にわたって地域活動に携わっている方々をはじめ、ボランティア団体やNPO等様々な団体によって多様な福祉活動が展開されています。これらの取組が連携することで、日常的に支援を必要とする人の漏れがないようにすることが今後ますます重要になると考えられます。

【市民の心がけ】

- ・一人ひとりが地域福祉の担い手であるという意識を持ちましょう。
- ・地域の問題を発見したら協働で解決に向かえるよう地域力を高めましょう。
- ・解決が困難な課題は早急に情報共有を図り、相談機関に相談しましょう。

【施策の方向性】

① 民生委員・児童委員活動の支援

地域における身近な相談役でもある民生委員・児童委員の活動が円滑に行われるよう、民生委員・児童委員の役割や活動等について周知を図ります。

また、活動に必要とされる知識や技術の習得を目的とした研修会等を行う、民生委員児童委員協議会の運営を支援します。

② 地域づくり事業の推進

町会ごとに配置された、地域の高齢者世帯や障がい者世帯、ひとり親世帯等を訪問・見守るボランティア「ほのぼの交流協力員」の活動を支援し、小地域における住民主体による支えあい体制の構築を図り、福祉コミュニティの形成を促進します。

③ 福祉ネットワークの連携強化

各種虐待防止、認知症高齢者見守りなど、様々な分野の地域での既存のネットワークを活用しつつ、社会福祉協議会や住民組織、NPO、事業者等関係機関等の連携強化を図り、情報共有に努めます。

(3) 社会福祉協議会との連携による活動の推進

【現状と課題】

地域福祉推進の中核的な役割を担う社会福祉協議会は、地域共生社会の実現に向けて、地域福祉を目的とする事業の企画、実施及び住民主体による福祉活動の推進や支援といった活動のより一層の活性化や機能の充実が求められます。

【市民の心がけ】

- ・社会福祉協議会が発行する「社協だより」や、SNS 等で発信される各種事業の情報などに関心を持ちましょう。

【施策の方向性】

- ① 社会福祉を推進する中核的な役割を担う団体として社会福祉協議会を位置づけ、その基盤強化と事業の充実を支援します。

- ② 市の地域福祉計画と平川市社会福祉協議会の地域福祉活動計画との連携を図り、施策の実現を図ります。

（４）小地域福祉活動への支援

【現状と課題】

平川市社会福祉協議会の助成金を活用した町会単位による小地域福祉活動は、約7割の町会並びに町会福祉会（部）により実施されております。高齢者に対する食事会の実施やほのぼのの交流協力員の後方支援、小規模除排雪事業、各種交流会の開催といった活動が展開されています。

地域防災組織や小規模除排雪事業等の共助による雪への取組は、マンパワーの減少等により実施町会数が減り、全体の38.5%となっています。今後は実施体制の支援を含めた推進や複数町会の合同実施等の対策が求められています。

【市民の心がけ】

- ・小地域の福祉活動等に地域の一員として関心を持ち、福祉に関する情報を共有しましょう。
- ・小地域の福祉活動等に積極的に参加しましょう。

【施策の方向性】

- ① 平川市社会福祉協議会で助成している小地域福祉活動事業を展開する町会や町会福祉会（部）の活動を支援するため、必要に応じて福祉情報の提供や社会福祉協議会と連携を図ります。

（５）ボランティア活動の推進

【現状と課題】

ボランティア活動には、福祉、地域安全、環境、まちづくり、教育、文化など多様な分野があり、その内容も介護や子育てなど生活に身近なものから、地域安全や環境美化など地域に関わるものなど様々です。また、活動主体も個人と団体・組織があり、ボランティア活動への関り方も人それぞれです。

重要なのは、ボランティア活動をすることを、ある特定の人々の活動という認識では

なく、地域社会の一員である市民一人ひとりの活動であることを自覚し、共に支えあい、ともに生きる社会形成に向けて、活動規模の大小や内容に関わらず、住民、NPO、行政が協働してボランティア活動を進めていくことです。

アンケート調査によると、ボランティア活動をした経験では、23.8%が「参加したことがある」と回答しており、76.2%が「ない」と回答しています。

また、参加したことがあるボランティア活動の内容として「自然・環境保護に関する活動」が最も多く挙げられています。

福祉ニーズが多様化し増大する中、日常生活での見守りや生活支援に対応するためには行政サービスのほか、ボランティア活動やNPOなどが果たす役割が重要になっています。

【市民の心がけ】

- ・日ごろから地域活動やボランティア活動に関心を持ちましょう。
- ・自分の知識や経験を活かし、積極的に地域活動やボランティア活動に参加しましょう。

【施策の方向性】

① 啓発活動の充実

協働による地域福祉を推進するために、社会福祉協議会が行う各種ボランティア体験講座、ボランティアポイント事業等を支援し、幅広いボランティア活動に取り組むためのきっかけづくりを進めます。

② ボランティア等の養成

ボランティアに関する情報を積極的に提供し、ボランティア活動の輪を広げるため養成講座や研修会を開催し、人材育成を図ります。

(1) 子育て支援の充実

【現状と課題】

子どもが健やかに成長し、人間性豊かな社会人として育つうえで、家庭や地域の役割は極めて大きいものがありますが、近年の出生数の減少、核家族化、近隣関係の希薄化、女性の社会参加による保育ニーズの増大等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、子育てについての精神的・経済的負担の増大による、子育て不安や児童虐待に加えて、通常は大人が担うと想定される家事や育児を子どもが行うことで子どもの権利が損なわれてしまうヤングケアラーや子どもの貧困の連鎖が全国的に問題提起されるようになってきました。

アンケート調査によると、「福祉施策をより充実するために重要と考える取組」には、依然として「安心して子どもを産み育てる子育て環境」が最も多く挙げられており、子育て支援の充実が求められていることがわかります。また、「子どもが地域で健全に育つために、特に重要と思うもの」には、「親の仕事の形態にあわせた保育施設やサービスの充実」、「父母がともに家事・育児ができるための支援」と回答しています。

子どもを育む環境をより良いものにするため、子どもと家庭を地域や社会全体で支援していくことが求められています。

【市民の心がけ】

- ・地域の子育て世代に関心を持ちましょう。
- ・子どもたちの地域の見守り活動などに参加しましょう。

【施策の方向性】

① 子育て支援体制の充実

子ども・子育て支援事業計画に基づき、利用者ニーズを把握することに努めながら、幼児期の学校教育・保育事業の量の確保と質の向上を目指します。

② 相談体制の充実

妊娠期から子育て期にわたる子育てに関する相談体制について、関係機関との連携を密にししながら、総合的な窓口を整備することにより、切れ目のない支援を目指します。

③ 子どもの活動拠点の確保

教育・保育施設（認定こども園・保育所等）や児童館、放課後児童クラブなど、子どもが安全・安心で快適な居場所の確保を図ります。

④ 妊婦・乳幼児期の健康診査と子育て広場の充実

妊娠期の妊婦健康診査及び乳幼児の健康診査により母子の健康状態を確認するとともに、子育て広場では子育て相談、離乳食の講話、親子遊びを実施し、子どもの健やかな成長を支援します。

⑤ 支援を要する家庭へのケア

それぞれの家庭が抱える様々な問題に対して、関係機関と連携し、自立に向けた支援体制の充実を図ります。

⑥ 地域での見守り体制の支援

認定こども園、保育所、小学校、中学校、青少年育成団体や地域と連携し、子どもたちの見守りやあいさつ活動、防犯パトロールの実施など、地域の見守り活動を支援します。

（２）健康づくり・介護予防の充実

【現状と課題】

健康であることは、すべての人々の願いです。我が国の平均寿命は、医療と生活水準の向上等により急速に伸び、世界有数の長寿国となっている反面、ライフスタイルの変化や高齢化とともに生活習慣病やそれらに起因した障がいや身体・精神機能の低下で介護を必要とする人々が増加しています。

医療や介護を必要とする人は、今後さらに増加する見込みですが、多くの高齢者は、介護を要する状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることを願っています。

アンケート調査によると、日常不安に思っていることは、「自分の家族や老後のこと」、「自分や家族の健康のこと」、「収入など経済的なこと」「介護に関すること」の回答が比較的多く、健康や介護についてのことが上位に挙げられています。

本市においても高齢化が進み、市民の健康に関する関心は年々高くなっていることから、平均寿命や健康寿命の延伸に向け、一人ひとりが主体的に取り組む健康づくり活動への支援と、住み慣れた地域で自分らしい生活を送るための介護予防及び生活支援に関する多様なサービスが求められています。

また、本市における自殺死亡率は、減少傾向にあるものの、全国や青森県を上回る

年もあることから、今後も心の健康問題を抱える人への支援を続け、減少してきた自殺死亡率が増加に転じないよう自殺対策の取組を継続していく必要があります。

【市民の心がけ】

- ・通いの場や介護予防・認知症予防教室等に参加しましょう。
- ・定期的に健（検）診や歯科検診を受診しましょう。
- ・介護保険制度について正しく理解しましょう。
- ・介護予防教室へ参加し運動の習慣化を目指しましょう。

【施策の方向性】

① 疾病予防と健（検）診の充実

疾病を予防するための健（検）診の重要性を啓発するとともに、受診機会を拡大し、受診率の向上を目指します。また、市民自らが、生活習慣の改善に取り組めるよう、保健指導の充実を図ります。さらに、感染症などに対する予防接種の勧奨を実施します。

② 進んで取り組む健康づくりへの支援

「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、各種健康づくり事業の充実を図りながら、市民および地域の健康づくり活動を支援します。

③ こころの健康づくりへの支援

市民の誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、自殺対策を総合的かつ効果的に実施し、「生きることへの包括的な支援」を推進します。

④ 介護予防・日常生活支援総合事業の積極的推進

介護予防のセルフケアの重要性を啓発し、身体能力の向上を図り、フレイル※状態等とならないよう支援します。また、介護支援が必要な人には現行相当サービスを利用する等高齢者一人ひとりのニーズに合ったサービスを提供します。

※【フレイル】

健康な状態と要介護状態の中間の段階のこと。特徴として、疲れやすくなる。活動量が少なくなる。筋力が低下する。動作が遅くなる。体重が減る。これら5つのうち3つに該当する場合をフレイル、1つまたは2つに該当する場合をプレフレイルという。

(3) 高齢者の生きがいづくり推進

【現状と課題】

人生100年時代を見据え、高齢者をはじめ全ての人が生涯にわたって元気に活躍し続けられる社会が求められています。高齢期をより充実したものにするために、健康で自立した高齢者が、地域の社会活動に積極的に参加していくための仕組みづくりを推進していく必要があります。

【市民の心がけ】

- ・明るく活力に満ちた暮らしができるよう積極的に地域活動へ参加できるよう関心を持ちましょう。
- ・高齢者が生きがいを持って就労できる環境づくりに協力しましょう。

【施策の方向性】

① 生きがい活動の推進

通いの場、老人クラブ、各種サークルによる文化継承、世代間交流、軽スポーツ、娯楽活動等を支援及び周知し、高齢者の地域社会への参加を促進します。

② 高齢者の就業機会の確保

高齢者が長年培ってきた豊富な知識や経験を生かすことができるようシルバー人材センターの事業活動を支援及び周知し、就業機会の確保を図ります。

(4) 障がい者の就労支援

【現状と課題】

障がい者が経済的に自立し、地域で安定した生活を送るためには、障がいがあっても働ける場を増やす必要があるほか、障がい者が円滑に就労できるよう訓練の場の確保や、賃金向上に向けた取組などが必要です。

また、多様化する障がい者のニーズに対応するため、専門性を備えた相談窓口の充実と、事業者や関係機関などとの連携が求められています。

【市民の心がけ】

- ・障がい者に対する理解を深め、就労できる環境づくりに協力しましょう。

【施策の方向性】

① 障がい者の就労支援

障がい者一人ひとりのニーズに合わせたきめ細やかで充実した就労支援体制の整備を図ります。また、生活支援体制を構築するため、障がい者相談支援事業所と関係機関の相互連携を図るほか、事業所等の協力を得ながら必要なサービスを受けられるよう支援します。

(5) 地域包括ケアシステムの深化・推進

【現状と課題】

本市の65歳以上の人口は全体の3分の1を超えており、今後も高齢者人口の増加と生産年齢人口減少に伴い、少ない現役世代で多くの高齢者を支えるという構造が強まることから、高齢者を地域全体で支え合う社会を構築することが求められます。要介護状態になっても自分が住み慣れた地域での生活を続けられる体制づくりが必要となっています。

自立支援・重度化防止を図るうえで、日常生活の心身機能を高めるため、外出する機会を増やし活動的になる必要があります。地域における社会参加の実現や生活の質の向上に向けたサービス提供体制のさらなる充実が求められています。

【市民の心がけ】

- ・高齢者を地域全体で支えるために、日常的に声かけや見守りをしましょう。
- ・認知症を正しく理解し、認知症の人とその家族を地域で支えていく意識を持ちましょう。

【施策の方向性】

① 地域で支え合う包括ケアシステムの構築

高齢者が、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、介護、介護予防、日常生活の支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの深化・推進を図り、高齢者を地域全体で支えるための取組を推進します。

(6) 福祉情報の充実

【現状と課題】

近年、社会情勢の変化により地域福祉に関する課題は多様化、複雑化しています。さらに、福祉・医療・介護に関するめまぐるしい制度変革は、福祉情報の分かりにくさへ一層拍車をかけていることが考えられます。

これまで、市では、広報紙や市ホームページなどを活用して福祉情報を提供してきました。

アンケート調査によると、福祉について知りたい情報として「福祉サービスに関する情報」が最も多く、次いで「高齢者に関する情報」、「健康づくりに関する情報」「各種相談窓口の情報」となっています。また、市の福祉サービスや福祉施設については「ほとんど知らない」という回答が62.8%でした。

このことから、支援を必要とする人が、それぞれのニーズに合ったサービスを自ら選択し利用できるよう、媒体や周知の方法を工夫した情報提供が求められています。

【市民の心がけ】

- ・市や社会福祉協議会が提供するパンフレットや広報誌、ホームページなどで福祉情報を得ましょう。
- ・困ったときにすぐ相談できるように、主たる相談窓口の情報を把握しておきましょう。
- ・困っている人や助けを求めている人に気づいたら、市、社会福祉協議会、民生委員・児童委員に相談しましょう。

【施策の方向性】

① わかりやすい情報の提供

各種サービスが市民にとってより利用しやすくなるよう、わかりやすいパンフレットやホームページ等の作成に努めます。

② 高齢者や障がい者等に配慮した情報の提供

情報を受け取りにくい人に対して、民生委員・児童委員やボランティア団体、福祉事業者、各相談支援機関等を通して情報の提供に努めます。

障がいの特性に応じた適切な情報の提供と意思疎通の支援に努めます。

③ 情報発信の充実

ホームページ、SNS、アプリ等の活用により、迅速な情報発信に努めます。

(1) 相談体制の充実

【現状と課題】

本市では、支援を必要とする方が地域で自立した生活を送ることができるよう、市役所窓口のほか、地域包括支援センター※、社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所※、子育て世代包括支援センター※等で、支援ニーズに応じた相談や情報提供が行えるよう、専門的な相談支援体制の充実を図っています。

しかし、地域課題は多様化かつ複合的である場合が多く、その内容は多岐にわたります。支援が必要な人が、困った時に課題や内容を問わず気軽に相談できる重層的支援体制の整備が求められています。

【市民の心がけ】

- ・困ったことがあったら、民生委員・児童委員等の身近な地域の相談員に相談しましょう。
- ・パンフレットやホームページなどに目を通し、福祉サービスに関する情報の把握と制度の理解に努めましょう。
- ・悩みや不安を抱えている人がいたら、相談窓口を教えてあげましょう。

【施策の方向性】

① 各種相談機関の連携強化

地域包括支援センター、社会福祉協議会、障がい者相談支援事業所、子育て世代包括支援センターなど、相談支援機関の連携の強化を図ります。

② 各相談体制の充実

高齢者・障がい者、子育て支援等の福祉の全分野について、住民の視点から相談しやすく、わかりやすく、ニーズにあった相談体制の充実を図ります。

また、相談が気軽にできるよう関係部局・関係機関と連携し、必要に応じて継続的な支援や専門機関へ結びつけを行います。

③ 重層的支援体制の整備

課題が多様化し、また複合化している中において、課題や内容を問わず、困った

人が気軽に相談できる体制の整備について検討します。

※【地域包括支援センター】

介護保険法に定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関。

※【障がい者相談支援事業所】

障がいのある方や家族からの地域生活に関する全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や関係機関との連携調整を行う機関。

※【子育て世代包括支援センター】

妊娠初期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じ、必要に応じて個別に支援プランを作成し、保健・医療・福祉・教育等の地域の関係機関による包括的・継続的な支援を行う機関。

（２）生活困窮者の支援

【現状と課題】

本市では、近年、生活保護を受給する人は減少傾向にあります。これは、生活困窮者自立支援事業により、相談者ごとにプランを設定し、収入と支出のバランスを見つめなおし、支出の優先度を立てていく家計改善支援や就労に向けて一緒に考えていく就労準備支援がうまく機能していることで、生活保護制度を利用する前に自立につながっていることが要因の1つとして挙げられます。

課題が多様化する中で、地域のネットワークから支援対象者に関する情報を把握できるよう、相談窓口で待っているだけでなく、支援を個人に「届ける」といった支援のアウトリーチ※の強化が重要となっています。

このため、関係機関と連携を図りながら、支援体制の整備を進めることが求められています。

【市民の心がけ】

- ・困ったときは一人で悩まず、身近な相談窓口などを利用しましょう。
- ・生活困窮者や孤立しているような方の情報が民生委員・児童委員など相談窓口へ届くよう、地域で支援できる環境となるよう協力しましょう。

【施策の方向性】

① 早期発見と地域の協働の仕組みづくり

生活困窮者を早期に把握するために、支援体制の強化を図りながら、情報の確保に努めるとともに地域における支えあいの取組を推進します。

② 生活困窮者の自立に向けた支援

自立相談支援事業により、対象者の課題を整理しながら一人ひとりに合った支援プランに基づき、自立した生活の実現に向け、本人の状況に応じた支援を行います。

※【アウトリーチ】

手を差し伸べること。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない人々に対して、公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

認知症高齢者や障がい者など、判断能力が十分でない人が、地域の中で安心して暮らすためには、必要な支援が受けられるとともに、その人の人権が守られることが重要です。

本市においても、日常生活自立支援事業や成年後見制度※を活用している方も増えてきておりますが、権利擁護※に関する事業や制度について、より一層の周知・啓発に努める必要があります。

今後も、高齢化の進行により、判断能力が十分でない人が増加することが予想されるため、権利擁護に関する理解を深め、人権を守るために関係機関と連携を図り支援体制を充実させていく必要があります。

また、子どもや高齢者、障がい者、配偶者などに対する虐待や暴力はあってはならないことであり、特に生命や人権侵害につながる場合、未然に防止策を講ずることが不可欠です。

理不尽な犯罪等により被害にあわれた方や、そのご家族、ご遺族への社会の理解・支援は十分とは言えず、ふさわしい処遇が保障される権利を尊重することが求められています。

【市民の心がけ】

- ・ 権利擁護、成年後見制度について知識を深めましょう。
- ・ 犯罪被害者等の立場にたち、二次被害の防止に向けた理解を深めましょう。

【施策の方向性】

① 判断能力が不十分な方への支援

認知症や精神疾患等によって判断力・意思決定能力が不十分な方に対して、福祉サービスの利用援助や金銭管理、書類等の預かりを行う日常生活自立支援事業を実施している社会福祉協議会と連携し支援に努めます。

② 児童虐待防止対策の充実

関係機関との連携により、近隣において児童虐待を発見した場合の対処方法、連絡方法を明確にし、周知します。また、地域住民同士での見守り活動を推進するとともに、保護者に対するカウンセリングの機会を充実させ、児童虐待発生の未然防止に努めます。

③ 高齢者虐待防止対策の充実

高齢者の虐待については、地域包括支援センターを中心に社会福祉士、主任ケアマネージャーなどと連携を図り適切に対応します。

④ 障がい者虐待防止対策の充実

障がい者の虐待防止について、関係機関と連携し、虐待を受けた障がい者の人権を保護し、問題解決に向けた支援体制の整備に努めます。

⑤ 女性などに対するDV防止対策の充実

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者や恋人など親密な間柄でふられる暴力で、犯罪となる許されない行為です。

市では相談窓口を設置し、相談支援を行い、関係機関と連携し、支援体制の構築に努めます。

⑥ 犯罪被害者等支援の推進

犯罪被害者・遺族等に対する社会の理解を深め、二次被害の防止に努めます。

また、被害者等の心情に配慮し、関係部局・関係機関との連携により継続的な支援の推進を図ります。

※【権利擁護】

個人の権利や利益が侵害されないように制度で支え守ること。判断能力や生活状況を踏まえた支援により、地域で安心して自立した生活を送ることを目指す取組。

※【成年後見制度】

判断能力が不十分な方を保護するための制度。家庭裁判所の審判による法定後見人と本人が委託契約を結んで行う任意後見がある。後見人の主な業務は財産管理と身上監護となっており、申立ては本人や4親等以内の親族、市区町村長等ができる。

(4) バリアフリーとユニバーサルデザイン

【現状と課題】

本市では、1999年（平成11年）4月に施行された「青森県福祉のまちづくり条例」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を進めてきました。また、2006年（平成18年）12月に高齢者や障がい者等が自立した日常生活を営むことができる環境整備を目指し、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化促進に関する法律（バリアフリー新法）」が施行されました。

これを機に、バリアフリーやユニバーサルデザイン※について、広く認知されてきていますが、高齢者や障がい者をはじめ、あらゆる人が安心して生活していけるために、ユニバーサルデザインの考え方を基本とした福祉のまちづくりの推進が必要となっています。

【市民の心がけ】

- ・公共施設等を利用した際に不便があれば、情報提供しましょう。

【施策の方向性】

① 公共施設等におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン

障がい者や高齢者をはじめ、すべての住民が公共施設等を安心して利用することができるように、公共の建築物等はもちろんのこと、民間の建築物や公共機関についても、事業者の理解と協力を得ながらバリアフリー化やユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組んでいきます。

※【ユニバーサルデザイン】

障がいの有無に関わらず、すべての人にとって使いやすいように、はじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのこと。

(5) 防災・防犯活動の推進

【現状と課題】

近年、地震をはじめ、台風や豪雨災害などの自然災害が全国的に頻発化・激甚化しており、大規模な被害をもたらしています。大規模災害が発生した際には、地域住民自身が「自分の身は自分で守る」「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを意識し、「自助・共助に基づく地域防災力」を高めていく必要があります。また、自力で避難

することが困難な避難行動要支援者への避難対応など、地域での連携や防災体制の充実が課題となります。

アンケート調査によると、災害時の避難場所について77.8%が「知っている」、20.3%が「知らない」と回答しています。また、災害時に一人で避難できない人がいるかは、29.2%が「知っている」と回答しています。さらに、災害発生時に困ることは、「物資の入手方法がわからない」「災害の情報がわからない」「必要な治療が受けられない」が多い回答として挙げられています。

また、「地域」の役割や地域間の関係に期待することは、「災害や防災対策」「高齢者への支援」「安全や治安への取組」が多い回答として挙げられています。

地域での防災・防犯・交通安全に関する体制を整備するとともに、特に一人暮らしの高齢者や高齢者夫婦世帯、障がい者や乳幼児のいる世帯など、支援が必要な人たちに対して、地域における見守りや声かけなどで日頃から地域内のつながりを強化し、安心して暮らせる地域づくりを進めることが必要となっています。

【市民の心がけ】

- ・日ごろから防災に関する情報に関心を持ちましょう。
- ・防災に関する学習機会へ参加するなど、防災意識を強く持ち行動できるようにしましょう。
- ・あいさつを通して、地域の顔見知りを増やしましょう。
- ・防犯や交通安全のための地域活動やボランティア活動への理解を深め、積極的に参加しましょう。

【施策の方向性】

① 地域における自主的な防災体制の整備

地域住民の防災意識向上を図るため、防災に関する情報提供に努めるとともに、防災訓練などの活動を支援します。

② 避難行動要支援者への支援体制の整備

災害時に自力で避難することが難しい高齢者や障がいのある方など要配慮者を把握し、町会や自主防災組織、民生委員・児童委員、関係機関と連携しながら、避難時に支援を要する人の情報（避難行動要支援者名簿）を共有し、災害時における支援の仕組みづくりに努めます。

③ 交通安全対策・交通安全施設の充実

交通事故から市民を守るため、市民一人ひとりが「事故に遭わない・起こさない」という交通安全意識の普及・啓発活動を行います。

また、交通マナーとモラルの向上を促すとともに、協力団体との連携や交通安全施設の整備に努め、環境の向上を図ります。

④ 地域における防犯活動の充実

犯罪・消費者トラブル・青少年犯罪などの未然防止を図るため、犯罪情報の提供や、関係機関・団体や地域との連携による防犯活動の充実を図ります。

(6) 再犯防止対策の推進

【現状と課題】

全国的に犯罪における再犯率が上昇していることから、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」が平成28年12月に公布・施行されました。

就労に結びつかなかったり、住居が確保できなかつたりなど、経済的に困窮したりすることで再犯に結びつきやすいと言われており、再犯を防ぐためには、犯罪をした者等が社会において孤立することなく、地域住民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

地域の保護司が中心となってこの支援を行っていますが、アンケート調査によると、保護司の活動内容について73.3%が「知らない」と回答しています。

安全な地域社会をつくるために、犯罪をした者等の更生に対する市民からの理解と協力が必要となっています。

【市民の心がけ】

- ・保護司の活動について理解を深めましょう。
- ・更生しようとしている人を受け入れる環境づくりに協力しましょう。

【施策の方向性】

① 関係機関との連携強化

犯罪をした者等について、保護司会等の更生保護関係機関や社会福祉協議会等の福祉関係機関との連携により必要な福祉支援に結びつけ、更生を支えることで再犯の防止を推進します。

② 更生保護の周知

「社会を明るくする運動」等を通して、保護司活動をはじめとした更生保護について周知し、市民の理解の促進を図ります。

※【社会を明るくする運動】

すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

第5章 計画の推進

1 計画の推進

だれもが安心して充実した生活を送るためには、人と人とのつながりや、それぞれが持つ力を生かした地域づくりが重要です。そのためには、住民、地域、団体や事業者、社会福祉協議会、行政の連携・協働が必要です。

それぞれの役割を果たし、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

(1) 住民との連携推進

地域福祉を推進するうえで、最も重要なことは、住民一人ひとりが地域づくりの力であり、福祉を支える担い手であるという意識を持つということです。

そのために、地域の行事やボランティア活動への参加など、身近なことが地域福祉活動のきっかけとなります。一人ひとりの力では解決できない問題についても、その地域で暮らす人たちとの連携・協働により解決を図ります。

(2) 団体・事業者との連携推進

町会、民生委員・児童委員、福祉事業者、学校、教育保育施設等、子ども会、老人クラブ、その他各種団体とも連携を図りながら、協働による地域福祉の推進に努めます。

(3) 社会福祉協議会との連携強化

社会福祉協議会では、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、住民活動への援助、事業に関する調査、普及助成事業を行っています。

本計画と住民活動の協議・協働を促進して、様々な福祉活動を計画化する「地域福祉活動計画」により市と社会福祉協議会がより一層連携を深めながら地域福祉の推進に努めます。

(4) 行政の役割

行政においては、福祉・保健・医療にとどまらず、教育、就労、住宅、交通、環境、まちづくりなど広範囲にわたる関連を重視し、関係各課が共通の認識に立ち、計画・事業を円滑に推進する協力体制の構築に努めます。

住民一人ひとりのしあわせづくりを目指して、地域福祉を推進する関係機関・団体等と連携・協働を図り、住民ニーズの把握と地域の特性に考慮し、福祉施策を総合的に進めます。

資 料

1 平川市地域福祉計画策定委員会設置要綱

平成25年11月1日
平川市告示第133号

(趣旨)

第1条 この告示は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく平川市地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するために設置する、平川市地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事務を処理する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10名以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 社会福祉施設関係者
- (3) 地域住民の代表者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる事務が終了するまでとする。ただし、前条に掲げる者のうち公職にあることにより委嘱された委員は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

- 2 前項の規定によりその職を失った委員の補充は、その公職の後任者又は引継者をもって充てるものとする。ただし、補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部福祉課において処理する。

(作業部会)

第8条 委員会には、委員会を円滑に運営するための資料等を専門的に検討する作業部会を置くことができる。

2 作業部会員は、平川市職員のうちから市長が任命し、平川市社会福祉協議会職員のうちから市長が委嘱する。

3 作業部会員の任期は委員の任期と同様とする。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会において定める。

附 則

この告示は、平成25年12月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成30年7月2日から施行する。

2 平川市地域福祉計画策定委員会委員名簿

平川市地域福祉計画策定委員会委員

委員長 大里 あさ 副委員長 古川 章人

委嘱期間:令和5年7月1日～令和6年3月31日

No.	区 分	氏 名	所 属
1	学識経験者	工 藤 華 代	平川市ボランティア連絡協議会
2	社会福祉施設関係者	前 田 竜ノ介	社会福祉法人 ほほえみ
3		花 田 寛 之	社会福祉法人 直心会
4		今 井 博 之	平川市保育連絡協議会
5	地域住民代表者	岩 渕 河治郎	平川市行政委員連絡協議会
6		岸 修	河南地区保護司会平川連合会
7		大 里 あ さ	平川市民生委員児童委員協議会
8	市長が必要と認める者	古 川 章 人	平川市社会福祉協議会
9	関係行政機関職員	宮 川 厚	健康福祉部子育て健康課長
10		加 藤 芳 和	健康福祉部高齢介護課長

3 平川市地域福祉計画策定委員会作業部会員名簿

No.	区 分	所 属	職 名	氏 名
1	委 嘱	社会福祉協議会地域福祉課	主幹	佐 藤 毅 信
2		社会福祉協議会地域福祉課	主事	木 村 圭 佑
3	任 命	健康福祉部福祉課	障がい支援係長	今 井 進
4		健康福祉部高齢介護課	介護保険係長	一 戸 拓 仁
5		健康福祉部高齢介護課	地域包括支援係長	白 戸 巖 亮
6		健康福祉部子育て健康課	健康推進係長	原 田 美智子
7		健康福祉部子育て健康課	子ども支援係長	樋 口 徹 典
8		健康福祉部子育て健康課	子育て世代包括支援係長	藤 田 智
9		総務部政策推進課	政策推進係長	福 井 秀 巧
10		総務部総務課	危機管理係長	白 川 悟
11		建設部建築住宅課	課長補佐	岡 部 豊

事務局：健康福祉部福祉課福祉総務係

4 策定経過

年 月 日	内 容
令和5年7月31日	第1回 平川市地域福祉計画策定委員会作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・第4次地域福祉計画の策定について ・策定スケジュール（案）について ・アンケート調査（案）について
令和5年8月10日	アンケート発送（締め切り8月31日）
令和5年10月25日	第2回 平川市地域福祉計画策定委員会作業部会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果について ・今後のスケジュールについて ・素案作成に係る作業について
令和5年11月22日	第1回 平川市地域福祉計画策定委員会 第4次地域福祉計画（素案）について
令和6年1月10日	第2回 平川市地域福祉計画策定委員会 第4次地域福祉計画（案）について
令和6年1月15日～ 令和6年2月14日	パブリックコメント 第4次地域福祉計画（案）について



やっぱりここだね、
平川市

NOSTALGIC CITY HIRAKAWA

第4次平川市地域福祉計画

発行年月 令和6年(2024年)3月
発行 平川市
〒036-0104
平川市柏木町藤山25番地6
TEL 0172-44-1111 FAX 0172-44-0068
URL <http://www.city.hirakawa.lg.jp>
編集 健康福祉部 福祉課

この印刷物は120部作成し、印刷経費は1部あたり579円です。